わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質

――会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度――(3)

石　川　　業

目　次

第1章　序説
　第1節　本稿の課題と方針
　　1　課題の設定
　　2　検討の方針
　第2節　本稿の結論――仮説としての提示
第2章　ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成
　　――わが国における起源に尋ねる(1)
　第1節　序
　第2節　「会社資本」と「出資資本」――1839年ヴュルテンベルク商法草案
　第3節　資本金額の定款への記載と株式への分割
　　――1843年プロシア株式会社法～1849年ドイツ普通商法草案
　　1　資本金額の定款への記載――1843年プロシア株式会社法
　　2　資本金額の株式への分割――1849年ドイツ普通商法草案
　第4節　貸借対照表における分配可能額の算定の明文化と資本金額の記載の明文化
　　――1856年プロシア株式会社規則～1870年改正普通ドイツ商法
　　1　貸借対照表における分配可能額の算定の明文化
　　――1856年プロシア株式会社規則～1861年普通ドイツ商法
　　2　貸借対照表における資本金額の記載の明文化
　　――1870年改正普通ドイツ商法
　第5節　資本金の語への統一化
　　――1884年改正普通ドイツ商法～1897年ドイツ商法
　第6節　結び（以上，本誌155号）

第3章　ドイツ株式会社会計制度における資本概念の確立
——わが国における起源に尋ねる(2)
第1節　序
第2節　未払込資本金額の会計処理をめぐる2つの見解
1　資産性否定説（払込資本額記載説）と資産性肯定説（資本金額記載説）
2　資産性否定説（払込資本額記載説）の論拠
3　資産性肯定説（資本金額記載説）の論拠
第3節　未払込資本金額の会計処理をめぐる立法当局の動向と資本金概念の確立
——1870年改正普通ドイツ商法～1965年ドイツ株式法
1　立法当局の認識と不対応
——1870年改正普通ドイツ商法～1884年改正普通ドイツ商法
2　立法当局の対応と資本金概念の確立
——1897年ドイツ商法（起草段階）～1931年改正ドイツ商法
3　確立した資本金概念の定着
——1937年ドイツ株式法～1965年ドイツ株式法
第4節　合意にもとづく資本概念の明確化とフローにもとづく資本概念への方向性
——1985年改正ドイツ商法・株式法～現行ドイツ商法・株式法
1　引受済資本金としての資本金概念の明確化
2　フローにもとづく資本準備金概念の生成・確立（1884年改正普通ドイツ商法～）
3　払込資本額記載説への方向性と資本金概念の変化の兆し
第5節　結び（以上，本誌156号）
第4章　わが国株式会社会計制度の展開と受け継がれてきた伝統的資本概念
第1節　序
第2節　ドイツ株式会社会計制度からの資本概念の継受
——明治17年（1884年）ロエスレル草案および明治23年（1890年）旧商法
1　資本金額の定款への記載
2　資本金額の株式への分割
3　貸借対照表における分配可能額の算定と資本金額の記載
第3節　株式の額面超過額の取扱いにみる資本金概念と準備金概念との相違
——明治32年（1899年）新商法～昭和13年（1938年）改正商法
1　額面超過額の取扱いが示唆する資本概念のあり方
2　額面超過額に対する利益と同様の取扱い
——明治32年（1899年）新商法

3　額面超過額からの株式発行費の控除
——昭和13年（1938年）改正商法
第4節　分割払込制の廃止と資本概念のあり方
——昭和23年（1948年）改正商法
1　分割払込制のあり方
2　分割払込制の存続と合意にもとづく資本金概念の明確さ
3　分割払込制の廃止とフローにもとづく資本金概念の解釈
第5節　合意にもとづく資本概念のメルクマールの転換による拡張
——昭和25年（1950年）改正商法～平成13年（2001年）6月改正商法
1　授権資本制度・無額面株式制度の導入と資本準備金概念の確立
——昭和25年（1950年）改正商法
2　株式の発行価額にもとづく資本金額及び資本準備金額の計上
——昭和56年（1981年）改正商法～平成13年（2001年）6月改正商法
第6節　株式の発行価額と合意にもとづく資本概念の意義
1　2つの発行価額と2つの引受価額
2　4つの価額をめぐる合意と資本額となる発行価額の意味
3　額面価額の予定発行価額としての役割
4　企業に必要であると合意された金額としての資本概念
5　合意にもとづく資本概念の後退
第7節　合意にもとづく資本概念からフローにもとづく資本概念への転換
——昭和37年（1962年）改正商法～平成18年（2006年）会社計算規則
1　資本の部の表示にみる資本金額及び資本準備金額の通説的解釈の浸透
——昭和37年（1962年）改正商法および昭和38年（1963年）計算書類規則～平成14年（2002年）商法施行規則
2　資本概念をめぐる通説的解釈の規定化に向けた動き
——平成15年（2003年）会社法制の現代化に関する要綱試案および平成16年（2004年）要綱案
3　株式の発行価額にもとづく資本概念から払込金額にもとづく資本概念への転換
——平成17年（2005年）会社法および平成18年（2006年）会社計算規則
第8節　結び
第5章　結語——わが国株式会社会計制度における資本概念の特質
第1節　序
第2節　本稿の結論と示唆
第3節　本稿の限界と展望

第4章　わが国株式会社会計制度の展開と受け継がれてきた伝統的資本概念

第1節　序

本章では，ここまでの準備的な検討を基礎にして，本稿にとって最も重要な，わが国株式会社会計制度における資本概念の検討を行う。ここでのより具体的な目的は，大きく分けて，以下の3つである。

1つめの目的は，第2章および第3章で検討してきた，ドイツ株式会社会計制度における伝統的な資本（資本金）概念が，わが国における初期の株式会社会計制度に継受されたといえるかどうか，これを確かめることである（第2節，それに加えて第3節参照）。その継受自体は，表面的には，あるいはもはや当然のこととして受け止められているのかもしれない。それでもなお，ここでの問題となるのは，継受されたといえる資本概念の実質的な内容である。

次いでその継受の後，会計（学）や会計原則・基準の展開と相まって独自的な発展を続けてきたわが国株式会社会計制度においても，比較的最近まで，合意にもとづくという，資本概念の基本的な性格は変わらなかった。それにもかかわらず，この資本概念について，それがフローにもとづくもの（払込資本）であるという解釈が，ほぼ通説的な地位を得ることになる。これらの事情ないし経緯を，その要因も含めて確認するのが，2つめの目的である（第4節～第7節2参照）。

そして，3つめの目的は，わが国株式会社会計制度における資本概念が現在，フローにもとづく資本概念に転換している，ということを確認することである。明治23年（1890年）以来，わが国にも長らく存在し続けてきた合意にもとづく資本概念は，その示唆もとくに問題にならないまま，解釈論において優勢になってきたフローにもとづく資本概念に取って代わ

られる。その転換が，大方の解釈論とは異なって，ごく最近のものであったことを確かめておこう（第7節3参照)。これにより，近年になって資本概念をめぐる見解の相違が顕在化していたことにつき，その要因として本稿第1章第2節で暫定的に示しておいた仮説が，たしかに説明力をもつものとして確認されるであろう。

これらの目的に向けた作業は，本稿ではもはや，いわば手探り的に進められるのではない。前章までの検討によって，ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成と確立の過程が，おおすじながらもすでに知られている。それを，わが国株式会社会計制度における伝統的な資本概念の実質（ドイツにおけるそれとの異同）を見分けるための道しるべにしよう。そうすることで，ドイツからわが国までにおける，資本概念をめぐる通時的な議論が，合意とフローとの違いに着目する観点から，的確に，しかもより意義のあるかたちで整理されるはずである。

以上のように特定された目的・方針に照らせば，歴史の素朴な記述や，規定・基準の網羅的・逐一的な紹介は，本稿にとって最重要の作業ではなくなるであろう。もとより，わが国株式会社会計制度における資本概念の歴史については，すでに多くの先行研究の蓄積もある。そこで，本稿としても異論のない点については，あらためて詳細に論じることはせずに，必要最低限と思う記述にとどめる。その代わり，本稿にとって独自に重要と考えられ，一般的な見解に対してとくに付け加えたい部分に，記述を集中することにしたい。

第2節　ドイツ株式会社会計制度からの資本概念の継受
――明治17年（1884年）ロエスレル草案および明治23年（1890年）旧商法

「日本政府の招きで来日，司法省の法律顧問となったドイツの法学者ロエスレル（H. Roesler）が明治17年（1884年）に起草した日本商法草案

を基に，法律取調会の審議及び元老院での議決を経て，明治23年（1890年）に商法が公布された[1]」。同法において，わが国で初めて，株式会社に対する一般的な規定が置かれ，同時にここから，法にもとづく一般的な株式会社会計制度が始まる。

そこで本節では，上述のようにロエスレルによって起草された日本商法草案（以下，ロエスレル草案と呼ぶ）[2]と，それを基礎にして公布された[3]明治23年のいわゆる旧商法を取り上げる。ここでの関心は，前章まで取り上げてきた，合意にもとづく資本概念（当事者間において充実されるべき金額として生じ，その後に維持されるべき金額として転用される資本概念）が，ドイツからわが国に継受されたといえるかどうか，である。

「ロエスレルは草案の起草に当たり，当時のヨーロッパ諸国の多くの商法を調査しているが，結局フランスとドイツの商法を主に参考にした。そのために，明治23年商法はフランス法とドイツ法の折衷系といわれる[4]」。その中にあって，たとえば商業帳簿規定は，とくにドイツ法の影響を強く受けた特徴をもっている[5]。それと同じように，資本概念に関わる規定もまたドイツ法におけるのと同様の特徴をもったといえるのかどうか，本節

1　安藤英義『新版　商法会計制度論』白桃書房，1997年，39頁。

2　H. Roesler, Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan mit Commentar, Tokio. このドイツ語の草案は，司法省により日本語訳され，明治17年に『ロエスレル氏起稿商法草案』として出版されている（安藤，前掲書，44頁，注1）参照）。

3　竹田省『改訂増補商法総論』有斐閣書房，大正6年，64頁，および，安藤，前掲書，39頁参照。また，同法の施行から廃止までの経緯について，大隅健一郎『商法総則』有斐閣，昭和32年，19-20頁参照。

4　安藤，前掲書，39-40頁。ちなみに，Roesler，前掲草案における序の後（草案本文の前）には，フランス，スペイン，オランダ，ドイツ，イタリア，および，エジプトの商法の概要ないし構成が示されている。

5　安藤，前掲書，40-44頁参照。

で確かめてみよう。それができれば，わが国株式会社会計制度における資本概念も，合意にもとづく資本概念として始まった，といえると思うのである。

1　資本金額の定款への記載

前章まで検討してきたドイツ株式会社会計制度における資本概念については，1843年プロシア株式会社法以来，当事者間の契約ないし合意内容としての性格をもつ定款において，その金額が定められてきた。このことは，その資本概念の性質，つまり，合意にもとづいて充実されるべき金額であることを示す1つの手がかりになっていたのである（本稿第2章第3節1参照）。そこで，この特徴が，わが国にも引き継がれたのかどうかを確かめてみたい。

ロエスレル草案[6]において，株式会社の発起人は，会社創起の許可（いわば仮免許）申請および会社設立の免許（いわば本免許）申請に際して，「起業目論見書」，および，「假申合規則」ないし「申合規則」（180条，182条，190条，192条）を作成しなければならない，と定められていた。なお，假申合規則は，創起許可を受けた，総会（190条）の後に，申合規則となるものである。本稿にとっては，假申合規則と申合規則とを分けて取り扱う必要がないと思われるので，以下では，両者をまとめて申合規則と呼ぶことにする。

同様のことは，続く明治23年旧商法にも引き継がれる。すなわち，明治23年旧商法[7]においては，同じく発起人が，会社発起の認可申請および会社設立の免許申請を行う際，「目論見書」，および，「仮定款」ないし「定款」（157条，159条，166条）を作成しなければならない，と定めら

6　資料は，Roesler，前掲草案，および，司法省訳，前掲書。

7　資料は，我妻栄編集代表『旧法令集』有斐閣，昭和43年。

れていた。なお，仮定款は，発起認可を受け，創業総会（163 条）の後に，定款となるものである（166 条）。ここでも本稿にとっては，仮定款と定款とを分けて取り扱う必要がないと思われるので，以下では，両者をまとめて定款と呼ぶことにする。

上記の作成書類のうち，先に作成されるほう，つまり，ロエスレル草案における起業目論見書，および，明治 23 年旧商法における目論見書に記載すべき事項は，明文をもって定められている。そしてその中には，「会社資本（Gesellschaftscapital）の総額」（ロエスレル草案 181 条 5 号），および，「資本ノ総額」（明治 23 年旧商法 158 条 4 号）が含まれている。

まずロエスレル草案についていえば，その会社資本の語は，「株式資本」（Actiencapital，たとえば 195 条 3 号参照）の語とともに，「資本」（Capital，たとえば 175 条参照）と区別なく用いられていると解される。つまり，ここであげた「資本」の（付く）語は，いずれも同じ意味内容をもつものを指していたと解される。ドイツでも，こういったいくつかの類似の語が使われても，結局それらが意味する資本概念は 1 つである，という状況はみられていたのであった（本稿第 2 章第 2 節および第 5 節参照）。

このロエスレル草案，そして，その司法省訳にみられた「資本」の語は，わが国では明治 23 年旧商法を通じて，比較的最近の商法（平成 17 年（2005 年）改正前商法）に至るまで用いられてきた[8]。しかし本稿では，会

8　平成 16 年（2004 年）に法制審議会の会社法（現代化関係）部会が取りまとめた「会社法制の現代化に関する要綱案」に至って，会社法本体におけるものとしてほぼ確定的に，「資本金」の語が用いられるようになった（第六 5 等参照）。そしてそれは，平成 17 年（2005 年）制定の会社法に採り入れられている（445 条等）。

なお，貸方の項目（勘定科目）に「金」を付けることへの反省については，新田忠誓「分かりやすい勘定科目の必要性 —— 日本簿記学会・簿記教育研究部会「勘定科目に関する研究」での議論を下に」『企業会計』第 56 巻第 6 号（2004 年 6 月）参照。

計（学）の慣例，また，現行の会社法の表現に従って，ロエスレル草案および明治23年旧商法におけるものも含め，わが国における伝統的な商法規定にいう「資本」をもっぱら資本金と呼ぶことにする。名称以上にここで重要なのは，それが意味する内容であろう。

その資本金の金額は，起業目論見書および目論見書に記載されるべきことは上述のとおり明文化されているのであるが，他方，それらの後に作成される申合規則（ロエスレル草案）および定款（明治23年旧商法）に記載されるべき事項は条文上，明らかにされていない。とはいえ解釈上は，次に述べるとおり，申合規則および定款にも資本金の金額が記載されるべきことが想定されていたようである。

まず，ロエスレル草案において，起業目論見書はいわば綱領書であり，それに対して申合規則はいわばその細目書である，という趣旨の見方が示されていた[9]。また，明治23年旧商法に関する文献によると，定款の中で主たる点だけを記載したのが目論見書である，と解されている[10]。これらのことから，一般に起業目論見書および目論見書に記載されるべき事項，

9　より詳しくは，Roesler，前掲草案，297頁，および，司法省訳，前掲書，359-360頁を参照されたい。

10　このことについて，梅謙次郎『改正商法講義』有斐閣，明治26年，506頁では，「法文ニ定款ノ中ニ必ズ社名，營業所ヲ書イテ置カンナラヌト云フコトハドコニモアリマセヌケレドモ……目論見書ト云フモノニソレヲ掲ゲテ置カ子バナラヌト云フコトデアリマス，而シテ其目論見書ト云フモノハ通常定款ノ中デ以テ極，重ナ點丈ヲ書上ゲタモノデアリマス，普通ニハ定款ニモ社名，營業所ト云フモノハ必ズ書イテアラウト思フ……資本ノ増減又ハ資本ハ増減シナクッテモ株式ノ高ヲ變ズル……サウ云ウモノハ皆定款ヲ變ヘルノデアリマス」と説明されている。同書，518頁ではまた，「定款ノ變更ノ中デ重ナルモノハ何デアルカト云フト會社資本ノ増減デアリマス」とも説明されている。

ここで，資本ないし会社資本（資本金）の金額が定款記載事項として想定されていたと考えれば，その増減が定款変更に当たる，という上記の説明も読みやすくなるであろう。

したがって上述のとおり，そのうちの資本金の金額は，より詳細な申合規則および定款にも記載されるべきことが想定されていたと解される。

もっとも，本稿にとっては，資本金の金額が定められるのが，起業目論見書および目論見書においてであれ，申合規則および定款においてであれ，どちらでもよいのであるが[11]，ここではとにかく，資本金の金額はわが国株式会社会計制度の成立期から，申合規則そして定款において定められることになっていたと解されることを確認しておきたい。

2　資本金額の株式への分割

次に問題にしたいのは，その資本金額が合意にもとづくのか，フローにもとづくのか，という点である。資本金の金額が定款において定められるとすれば，それはドイツにおいてそうだったように，払込み以前の合意にもとづくものなのではないか，と推測することはできる。ただ，考えのうえでは，フローにもとづけば定款に記載されない，ということになるわけでもない。要するに，定款に記載されるかどうかということだけでは，資本金額の性質を断定できないであろう。

これに関してドイツ株式会社会計制度では，定款上の資本金額が，1849年ドイツ普通商法草案以来，株式の額面価額に分かたれることが明文化されていた（本稿第2章第3節2参照）。さらにその額面価額は，1839年ヴュルテンベルク商法草案以来，個別の出資者（株主）によって引き受けられ，そして充実されるべき金額であることを明確に読み取れる規定が置かれていたのであった（本稿第2章第2節参照）。これらのことから，株式の額面価額の元である資本金額は，合意にもとづいて充実されるべき金額の総

11　明治23年旧商法における目論見書は，定款に代わる役割を果たしていたという見方もある（上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法(2)株式会社の設立』有斐閣，昭和60年，173頁（前田重行）参照）。

額である，といえたわけである。そこで，このような特徴が，日本でのロエスレル草案および明治23年旧商法にも引き継がれたといえるかどうか，確認してみよう。

起業目論見書および申合規則（ロエスレル草案），ならびに，目論見書および定款（明治23年旧商法）に記載されると解される資本金の金額は，各株式の金額すなわち額面価額に一定平等に分かたれる（ロエスレル草案175条，明治23年旧商法154条および175条）。そして，会社が設立するに至れば，株式の引受募集に応じて申込みを行っていた株式申込人は，その各株式についての払込みを行う義務を負うことになり（ロエスレル草案185条，明治23年旧商法162条），とくに会社設立の免許が与えられたときに株主となる者には，まず株式の金額（額面価額）の4分の1の払込みが請求されることになっていた（ロエスレル草案193条，明治23年旧商法167条2項）。

これらのことから，ロエスレル草案および明治23年旧商法における株式の額面価額も，そして，その元である資本金の金額も，合意にもとづいて充実されるべき（払い込まれるべき）金額であるといえる[12]。

12　このことに関して，後の明治32年（1899年）新商法以降に明確な論点となることであるが，ここであわせて次のことを確認しておきたい。

資本金額が，発行される株式の額面価額に分かたれる以上，その時点で，資本金額と当該額面価額の総額が同額になっているのは必然である。しかし，その時点より後には，それら2つの金額が一致しなくなる場合があり得るという解釈もみられた。それは，株式のいわゆる利益消却が行われた場合（昭和13年（1938年）改正前商法151条2項但書，昭和13年改正商法212条2項但書），すなわち，額面株式が利益額（分配可能額）をもとに消却された場合には，該当する額面株式の価額が消滅する一方，資本金額は変わらず，したがって資本金額が額面価額総額を上回る，という解釈である（たとえば，田中耕太郎『改正會社法概論』岩波書店，昭和14年，734-736頁参照）。

ここで述べておきたいのは，その解釈は，本文で述べた資本金概念の本質を

3　貸借対照表における分配可能額の算定と資本金額の記載

定款に記載される資本金額が，当事者間の合意にもとづいて充実されるべき金額であるとすると，本稿の場合，あとはそれが，貸借対照表に記載されるのかどうか，つまり，会計（株式会社会計制度）上の資本概念であるのかどうかを確かめる必要がある。「資本」と付く語であるからといって，それが即，貸借対照表に記載されることを意味するわけではない[13]。

これに関してドイツ株式会社会計制度のもとでは，とくに1870年改正の普通ドイツ商法以来のことであるが，解釈にも後押しされながら，定款

変えない，ということである。上述の利益消却は，資本金額が維持されるべき金額として転用されるようになってから行われることであって，資本金額がまずは充実されるべき金額として生じることを変えないからである。また，消滅する額面価額については，未払込み分があったのなら，たしかに利益消却後に出資者の払込みによる充実はもはや行われないことになるが，それによって資本金額は変わらないままである。そしてその資本金額は，財産分配の局面において維持されるべき金額として転用されるから，上記のように未払込み分があった場合に今度は，出資者の払込みによってではなく，経営活動を通じて充実されるべき金額になるわけである。このように，充実のされ方は変わるにしても，資本金額が合意にもとづいて充実されるべき金額であることは変わらない。他方，消却される額面株式に未払込額が残っていなかったケースなら，資本金額は，すでに充実された金額であるにしても，それ以前に，充実されるべき金額として生じている。このケースにおいてもやはり，上記の資本概念は変わらないわけである。

ちなみに，昭和25年（1950年）の商法改正以後はさらに，いわゆる準備金の資本組入れによって資本金額が増加することで，また，利益消却および償還株式の償還によって額面価額総額が減少することで，資本金額が額面価額総額を上回ることになる（弥永真生『「資本」の会計』中央経済社，平成15年，11頁，脚注5）参照）。しかし，これらの場合も，上の段落と結論は同じである。

13　たとえば，ドイツの認可資本（Genehmigtes Kapital）の金額や，アメリカの授権資本（authorized capital）の金額は必ずしも，貸借対照表に記載されるわけではない。

上の資本金額が貸借対照表上にも記載されるという見方が定着していた。合意にもとづく充実されるべき金額が，株式会社会計制度における資本概念となっていたわけである（本稿第2章第4節2参照）。

そこで，このドイツでのことを念頭に置きながら，わが国における明治17年（1884年）ロエスレル草案および明治23年（1890年）旧商法のもとでの，会計上の資本概念のあり方を確認しよう。まず，ロエスレル草案において，それに関わると思われる条文は，次のとおりである[14]。

ロエスレル草案第268条

株式会社は，半年ごとに決算を行い，財産目録および貸借対照表（Bilanz）[15] を作製し，監査役（Aufsichtsrath）による監査を受け，

14　本文で後に続く，明治23年旧商法第218条および第219条は，原文（旧仮名遣い）のまま示したが，ロエスレル草案第268条，第269条，および，第270条については，意味内容（とくに第269条のそれについて，本稿脚注16参照）と読みやすさを考慮して，旧仮名遣いの司法省訳を参考にしつつ，あらためて私が，ドイツ語の原文を日本語（現代仮名遣い）に訳出した。

参考に，同条の司法省訳を示せば，次のとおりである。

第268条

株式會社ハ半年毎ニ決算シテ財産目録書及ヒ比較表ヲ製シ取締役ノ撿査ヲ受ケ且會社ノ認允ヲ經タル後之ヲ公告スルノ義務アル者トス……（第2文省略）

第269条

利足及ヒ利益ハ損失ニ依テ會社資本ノ減少セサル時ニ非サレハ之ヲ計算シ又ハ配當スルコトヲ得ス且資本ノ減額アルトキハ利益ヲ以テ第一ニ其減額ヲ補償スヘシ

第270条

株式會社ニ於テハ會社資本ノ四分一ニ滿ル準備金ヲ蓄積スル爲メニ毎年ノ利益額ノ二十分一以上ヲ引去ルヘシ然後ニアラサレハ利足又ハ利益配當ヲ爲スコトヲ得ス

15　この訳については，安藤，前掲書，62頁参照。

かつ，会社による承認を得た後，これらを公告する義務を負う。……（第2文省略）

同第269条

利子および配当（Dividenden[16]）は，会社資本（Gesellschafts-capital）が損失（Verluste）によって減少させられていない場合に

16　この語に対して，本稿脚注14に示したように，司法省訳では「利益」という訳が当てられている。しかし，ロエスレルが用いた原語は本文に示したとおり，“Dividenden”であり，これは一般的には配当と訳される語である。そこでなお，司法省訳における「利益」の語にもとづけば，原語による場合には生じない，解釈に関わる論点が出てくるであろう。その論点とは，本文の訳における「各年度の利益」以降の条文と，それより前の条文とが，同じ内容の繰り返しに過ぎないのかどうか，というものである（これについては，たとえば，最近の論功として，久保大作「商法上の会計規範の決定に関する一考察（一）」『法学協会雑誌』第124巻第12号（2007年12月），7-8頁参照）。

私見によれば，本文に示した訳でいう「各年度の利益」以降の条文（以下，厳密ではないが，第2文と呼ぶ）と，それより前の条文（以下，厳密ではないが，第1文と呼ぶ）とでは少なくとも意味が違う，というように理解しなければ，次に述べる理由で，この第269条全体が意味不明になってしまうと思われる。すなわち，第1文は，いわゆる資本欠損の有り・無しが配当の不可能・可能の規準であることを示す条文である。それに対して，第2文は，「各年度の利益」という表現から，本文でも示す，続く第270条の「年次利益」という表現とともに，期間利益の計算をも想定させ得るものであり，そしてそこで計算される期間利益額が，資本欠損の填補に用いられなければならないことを定める条文であると解される。とくに第2文は，このように解さなければ，資本欠損の場合に，期間「利益」はともかく，第1文にもとづいて配当可能「利益」（司法省訳）はない（算定されない）ことになるはずだから，そもそもないものを填補のために用いることもできず，したがって第1文の繰返しにさえもならずに，単に意味の通らない条文となるであろう。

もっとも，以上の理解によるとき，第1文と第2文とは，いずれにしても同じ内容の繰返しではないということはいえるが，それでも結局は同じ配当規制

のみ，算定され，あるいは，支払われ得るのであり，各年度の利益（Gewinn jedes Jahres）は，まず，減少させられている資本（Capital）の填補のために用いられなければならない。

同第270条

利子あるいは配当の分配が可能であるとき，準備金（Reservefond）には，それが会社資本の4分の1に達するまで，少

をもたらすことに変わりがない。なぜなら，“Dividenden”の語を「利益」と理解しようが利益「配当」と理解しようが，結局は資本欠損時に配当はできないという結論になるからである。しかし，存在すると思われる1つの違いは，後者の理解によるとき，上の段落で述べたとおり，期間利益計算が想定され得る，したがってわが国の株式会社会計制度は当初から，同計算を採り込み得る素地をもっていたという理解もしやすくなると思われることである（旧来の商法のもとでの期間利益計算について，ここではとくに，岩田巖「商法における計理體系」『會計』復刊第1号（昭和24年2月）参照）。

さらに，そこで計算される期間利益は，上でふれたとおり，続く第270条が定める「年次利益」からの準備金額の計上（積立て）につながり得ると理解される。このような，期間利益からの準備金額の計上はフランス会社法等に伝統的なものであり（安藤，前掲書，134-138頁参照），それがロエスレル草案からも読み取れるとすれば，ロエスレルが準備金制度について，まずフランス法（会社法）に言及していたことと，より整合的な理解が得られるように思われる（Roesler，前掲草案，346頁参照）。

そして，その理解は，ロエスレル草案第269条原文における“Dividenden”を，「配当」と訳した場合のほうが得られやすい（上述の論点が問題にならず，「各年度の利益」ないし「年次利益」が際立つから），ということが，この脚注16全体をもって示されているであろう。

なお，上述の論点は明治23年の旧商法以降，本文で示していく規定から読み取れるように，とくに問題にならない。準備金額の計上（積立て）のもとになる「利益」は，期間利益か分配（可能）額かという論点も，これ以降は取り上げずに，本稿のもっぱらの検討対象である資本概念それ自体に記述を集中していく。

なくとも年次利益（jährlicher Gewinn）の20分の1が積み立てられなければならない。

次に，明治23年旧商法における，会計上の資本概念に関わると思われる規定を示す。

明治23年旧商法第218条

会社ハ毎年少ナクトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書[17]，財産目録，貸借対照表，事業報告書，利息又ハ配当金ノ分配案ヲ作リ監査役ノ検査ヲ受ケ総会ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス……（第2文省略）

同第219条

利息又ハ配当金ハ損失ニ因リテ減シタル資本ヲ填補シ及ヒ規定ノ準備金ヲ扣除シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス

準備金カ資本ノ四分一ニ達スルマテハ毎年ノ利益ノ少ナクトモ二十分一ヲ準備金トシテ積置クコトヲ要ス

いわゆる資本の欠損によって（直接的に）資本金額が減少するかのような表現，すなわち，ロエスレル草案第269条における「会社資本が損失によって減少させられて」「減少させられている資本の填補」といった表現や，明治23年旧商法第219条第1項における「損失ニ因リテ減シタル資本ヲ填補」といった表現は気になる。それは，資本の減少の認識，ひいて

17　この「計算書」が本来，系譜からいって，損益計算書を意味するものではなかったはずであることについて，安藤，前掲書，第6章第3節（とくに237頁）参照。

は，資本概念に関わるようにも思われるからである（本稿第2章第5節参照）。とはいえ，ドイツでも，合意にもとづく資本概念の生成期に同様の表現があった（本稿第2章第3節1参照）。ここでは，上記のような表現があることを確認するにとどめておこう。

より注目したいのは，ロエスレル草案も明治23年旧商法も，貸借対照表の作成を義務づけ，そしてそこでの，資本金および準備金を規準ないし尺度とした分配可能額の算定を指示していると解されることである[18]。上のロエスレル草案第269条および明治23年旧商法第219条で想定されているはずの，いわゆる資本の欠損は，貸借対照表上で判定されるはずであろう。このことから，資本金額の貸借対照表への記載も想定されていることがわかる。

もっとも，貸借対照表上の資本金額は定款上のそれである，というようなことを明確に定める規定はない。しかし，すでにふれたとおり，「資本」の語（「資本」の付く語）は，他の関連規定でも使われているが，それらが異なる意味で使われているようにも思われない。つまり，定款に記載されるものも，貸借対照表に記載されることが想定されているものも，いずれも同じ「資本」，すなわち，資本金であると考えられていたとみられる。実際，当時からの解釈論としても，定款に定められた資本金の金額が，貸借対照表に記載され，分配可能額の算定において維持されるべき金額として用いられる，というのが一般的な解釈であったようである[19]。

以上のように，ロエスレル草案および明治23年旧商法において，合意

18　本文に示した，とくに財産分配（利益配当）に関わる規定の沿革については，たとえば，弥永，前掲書，170-172頁が，より詳しい。

19　司法省訳，前掲書，427-428頁参照。また，たとえば，寺尾元彦『株式會社資本減少論』巖松堂書店，大正14年，17-18頁，および，田中，前掲書，344-345頁参照。

にもとづき充実されるべき金額として生じる資本金額は，貸借対照表に記載され，分配可能額の算定に際しては，維持されるべき金額として転用されることが想定されていた。このことから，明治23年旧商法に始まるわが国株式会社会計制度は，ロエスレル草案を通じて，ドイツ株式会社会計制度における資本金概念を継受した，といってよいであろう[20]。

その結論のために，本節では，ドイツ株式会社会計制度における資本金概念の生成・確立を道しるべにしながら，わが国株式会社会計制度にも，資本金額の定款への記載，株式への分割，および，貸借対照表への記載と

20　ちなみに，Roesler，前掲草案，345-346頁からは，ドイツ株式会社会計制度における分配規制がもっぱら想定されていることを，読み取ることができる。

ただ，ロエスレル草案および明治23年旧商法における，個別の株主ないし株式に対する財産分配（配当）の金額は，引き受けられた株式の額面価額ではなく，払い込まれた金額にもとづいて算定される（ロエスレル草案272条，明治23年旧商法221条）。これは，1839年のヴュルテンベルク商法草案（本稿第2章第2節参照）以来のドイツ株式会社会計制度におけるのとは違って，わが国では明文で規定されていた点である。これはさらに，ロエスレル草案および明治23年旧商法においては，出資者によって払い込まれた金額，ひいては，フローにもとづく資本概念についての認識があったことを想起させ得る事実といえるかもしれない。

しかし，他方で議決権については，1株につき1つが与えられていた（ロエスレル草案244条，明治23年旧商法204条）。つまり，未払込金額が残っている株式についても，全額払込済みの株式と同じように1つの議決権が与えられていたわけである。こういったこともふまえると，個別の当事者や地域における利害調整のあり方は必ずしも，会計上の資本概念のあり方に連動ないし直結するものではないのであろう。つまり，たとえ財産分配や議決権が払込金額にもとづくものであったとしても，それが必然的に，会計上の資本概念としても払込資本概念が採られていることの証拠になるわけではない，ということのようである。

ここで注目すべきは，あくまで直接的に，会計上の資本概念それ自体である，ということであろう。

いう特徴が継受されたとみられることを確認してきた。そこでは，会計（株式会社会計制度）における資本概念に注目していたから，ひとまず，その金額が貸借対照表に記載されることは当然の条件であろう。そうであれば，あとは，上記の資本金額に独特な特徴（メルクマール）は，定款への記載と，株式への分割ということになる。

そこで，以後のわが国株式会社会計制度を取り上げる際にも，まずは，それらの存否に注目していこう。それが，合意にもとづく資本概念の存否にも関わる，一定の手がかりになる。また，資本金額の貸借対照表への記載については，それが当然の条件であるとしても，あとは，記載のされ方が問題になる。そこに，ドイツ株式会社会計制度におけるように，資本金概念の性質，位置づけ，解釈が反映され得る，ということである（本稿第3章第3節2および3，ならびに，同第4節1および3参照）。そこで，資本金額の貸借対照表への記載方法についても，注目していくことにしよう。

ところで，ロエスレル草案および明治23年旧商法には，準備金概念もみられていた。これは，ドイツ以上に，より直接的にはフランスの制度を参考にしたものとみることができるであろうが[21]，それはあくまで準備金概念についてのことである。わが国で，当時のフランスにおける「損益計算書利益型の配当規制[22]」ではなく，ドイツと同様の「貸借対照表利益型

21　Roesler，前掲草案，346頁参照。ドイツ商法・株式会社法自体が，準備金制度を採り入れる際にフランスの制度も手本にしたのであった（たとえば，Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Begründung und Anlagen, Berlin, 1883年，265頁，および，Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommandit-gesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Motiven und Anlagen, Reichstag 5. Legislatur-Periode IV. Session, 1884年，175頁参照。また，安藤，前掲書，143頁もあわせて参照）。

22　これについては，安藤，前掲書，第4章第2節参照。

の配当規制[23]」が採用され，そしてそこで利用された資本金概念であることもふまえれば，資本金概念のほうは，ドイツにおけるそれと形式・実質ともに同様であるものを継承したといえよう[24]。したがって結局，上の結論は変わらないというわけであるが，それはそれとして，（資本）準備金概念はドイツにおいては資本金概念にも関わっていった論点であるので，次節でもう少し詳しく取り上げることにしよう。

第3節　株式の額面超過額の取扱いにみる資本金概念と準備金概念との相違

――明治32年（1899年）新商法～昭和13年（1938年）改正商法

本節では，明治32年（1899年）に公布されたいわゆる新商法と，同法についての昭和13年（1938年）における改正を取り上げる。そこでの関心は，以下のとおりである。

明治32年新商法は，平成17年（2005年）改正前までにおける商法・株式会社法の主要な基礎であったとみられる[25]。したがって，同法のもとでの資本金概念を検討しておくことの必要性は，後のわが国株式会社会計制度を題材にするときのためにも，必ずしも否定されないであろう。ただ，前節において，明治23年旧商法がドイツ株式会社会計制度から継受したとみられる資本金概念についてふれたが，その性質は，本節で取り上げる明治32年新商法においても変わらない[26]。

23　これについては，安藤，前掲書，第4章第3節参照。

24　他方の，フランス会計制度における資本概念については，別稿で検討したい。

25　たとえば，浜田道代「会社立法の歴史的変遷」中央経済社編『企業会計特別保存版　新「会社法」詳解』，平成17年参照。

26　資本金額の，定款への記載については明治32年新商法第120条第3号，株式への分割については同第143条（額面価額が充実されるべき金額であること

それよりも，ここでの直接的な関心は，同法の制定によって新たに生じ得るようになった株式の額面超過額の，会計上の取扱いに向けられる。というのも，それは後述のとおり，わが国でも（資本）準備金概念に関わる論点となるからである。次いで昭和13年改正商法を取り上げるのも，同様の論点が追加されるから，という理由による。

そこでの検討から，傍証的に，前節まで検討してきた資本金概念のあり方を確かめる。明治32年新商法から昭和13年改正商法における，準備金概念ないし額面超過額の取扱いが，資本金概念のあり方を際立たせてくれるのである。この事情については次に，具体的な規定を検討するにあたっての前置きとして，もう少し詳しい説明を加えておこう。

1　額面超過額の取扱いが示唆する資本概念のあり方

株式の額面超過額は，本稿第3章第4節2でふれたように，ドイツ株式会社会計制度においては当初，財産分配局面において利益と同様の位置づけ・取扱いを受けていた（1937年ドイツ株式法以前）。しかし，それは次第に明確に，資本としての位置づけ・取扱いを受けるようになっていったのである（1965年ドイツ株式法以降）。

このことも本稿にとって重要な点であったが，もう1つ重要であったことは，いずれにしても，額面超過額はフローにもとづく金額であるとみてよい，と考えられることであった。この見方のうえに，その額面超過額が資本としての位置づけを与えられると，フローにもとづく資本概念が生じることになったからである。

そのドイツでは，もともとは合意にもとづく金額である資本金概念が，

については同129条1項，128条等），そして，貸借対照表への記載については同第190条第2号，第194条（本文で後述），および，第195条（本文で後述）を参照されたい。

フローにもとづく金額として生成・確立した資本準備金概念を追いかけるようにして，フローにもとづく金額としての傾向をみせるようになっていた。そこには，1つの連続的な展開をみてとることができたのである（本稿第3章第4節2および3参照)。そしてそれを遡ってみれば，額面超過額を含む（資本）準備金概念のあり方が，全体としての資本概念のあり方ないし資本金概念の動向を示唆していた，というわけである。

ところが，より詳しくは後述のとおり，わが国においては，同じような展開はみられない。むしろ，ドイツにおける展開とは逆に，資本準備金概念のほうが，資本金概念に接近するかたちで合意にもとづく資本概念に取り込まれることになる。これが厳密な理解であるとは思われるが，他方では，資本金概念も資本準備金概念もフローにもとづく資本概念であるという表面的な解釈の素地が，会計にとって外生的な要因の影響を受けて生まれることになる。この展開は，それらの概念自体の意味内容に着目した選択の結果であるとはいいきれないという意味で，必ずしも連続的な展開ではなかったようにさえみえる。

その大きな展開を明らかにするには，次節以降の検討内容もふまえる必要があるが，そのための土台づくりとしての役割を，本節における以下の作業が果たすことになる。つまり，上述のとおり本節では当面，額面超過額の取扱いにみる準備金概念の特徴に，より直接的な関心が向けられる。それによって，上の段落でふれたような展開が生じる以前にはドイツにおけるのと同じように，額面超過額を含む準備金と，資本金について，取扱いが違っていたことが確かめられるであろう。具体的な題材も意識して，より丁寧にいうと，とくに明治32年新商法から昭和13年改正商法のもとで準備金として計上される金額のうち，株主によって払い込まれた金額である額面超過額についての取扱いが，続く本節2および3で確認するように，それとは対照的な，合意にもとづく資本金概念のあり方について，示唆を与えてくれるのである。

2　額面超過額に対する利益と同様の取扱い

――明治32年（1899年）新商法

ロエスレル草案および明治23年旧商法においては，株式の額面価額での発行（額面発行）だけが許容・想定されていたと解される。そこへ，明治32年新商法においては，株式の額面価額を超える金額での発行（額面超過発行）を許容・想定する規定が設けられた（122条2号，126条3項，129条2項等参照）。また，部分的にはそれに伴って，分配可能額の算定，および，準備金についての規定も，次のように改められた[27]。

第194条

會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

第195条

會社ハ損失ヲ填補シ且前条第一項ニ定メタル準備金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配当ヲ爲スコトヲ得ス

まず，分配可能額の算定に関わる第195条の「損失ヲ填補シ」という文言の意味を確認しておこう。この文言は，内容的に対応する明治23年旧商法第219条第1項と比べると，損失によって直接的に資本金額が減少するかのような表現ではなくなっている。しかしそれは，資本金額概念についての理解に深まりがあったためというよりは，表現の簡素化（まわりく

27　資料は，我妻編集代表，前掲書。

どい表現の回避）が図られたこと[28]に伴う，いわば偶然の結果であって，本稿にとって実質的な重要性はない。

その意味内容についていえば，この文言は，明治32年新商法の元になった，明治23年旧商法についての修正案に含まれていた文言であり，そしてその理由書等によれば，明治23年旧商法第219条第1項における「損失ニ因リテ減シタル資本ヲ填補シ」という文言のいいかえに過ぎない，と説明されている[29]。したがって，明治23年旧商法以来の資本金概念（ないしその理解）に，とくに変化はないといえるであろう。

次に，準備金に関する第194条についてである。上述のとおり，明治23年旧商法においては株式の額面超過発行が許容・想定されていなかったが，（その修正案，そして，それが成立した）明治32年新商法において，額面超過発行が許容・想定されたのであった。それによって生じ得ることになった額面超過額は，上の同法第194条第2項によって，資本金額としては計上されないことになる。そして第195条および第194条第1項によって，利益とともに，準備金という1つの項目のもとでの取扱いを受け，また，すでに計上した準備金額が法の定める計上割合（資本金額の4分の1）を超える場合には，利益とともに額面超過額も分配可能額に含まれ得ることになっている。

これらのことから，額面超過額は利益と同様の取扱いを受けているようにみえる。それを指示する規定について，理由書等では，次のような説明が行われていた[30]。すなわち，準備金額が資本金額の4分の1を超える場

28　その経緯については，弥永，前掲書，172頁を参照されたい。

29　法典質疑会『商法修正案参考書』，明治31年，187頁，および，『商法修正案理由書』東京博文堂蔵版，明治31年，169頁参照。より具体的な意味内容については，安藤，前掲書，140-141頁参照。

30　法典質疑会，前掲書，186-187頁参照。ただし，本稿の関心に合わせて，額面超過額の性質に関わる部分が強調されるよう，説明の順序を変えてある。説明の趣旨まで変わらないように注意したつもりであるが，正確な理解を期して，

合は，額面超過額も分配可能額に含まれ得る。もっとも，額面超過額は，営業から得られた利益[31]とは異なり，すべて準備金として計上されることが必要ではある。

たしかに，上の第194条第2項でも，それについての説明でも，額面超過額は利益である，というような表現はされていない。この点は，ドイツにおけるのと異なっている（本稿第3章第4節2参照）。もとより，財産分配局面において，分配可能額として利益と同様の取扱いを受けるということが即，額面超過額も利益である（資本でない）といえる決定的な根拠になるわけでもないであろう。しかし他方で，上の規定において額面超過

次に原文を引用しておこう。

「本條（明治32年新商法第194条―石川）第一項ハ現行商法（明治23年旧商法―石川）第二百十九條第二項ニ該當シ單ニ其字句ヲ修正シタルニ過キス之ニ反シテ本條第二項ハ本案ニ於テ額面ヲ超ユル價額ヲ以テスル株式發行ヲ認メタル結果トシテ規定シタルモノナレハ株式額面以上ノ發行ト共ニ現行商法中ニ其規定ヲ存セサリシトス抑モ額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行セル場合ニ會社カ其差額ヲ得タルハ決シテ其營業上ノ利益（上点―石川）ニアラサルヲ以テ之ヲ株主ニ配當スルノ必要ナク若シ此配當ヲ是認スルニ於テハ却テ株式投機的取引ヲ奨勵シ其弊害ヲシテ一層甚タシカラシムヘシ故ニ（上点―石川）此ノ差額ハ全ク準備金中ニ組入レシムルコト必要ナリ然レトモ此場合ト雖モ亦準備金ノ總額資本ノ四分ノ一ニ達スルヲ以テ足レリトス即チ準備金ノ總額カ資本ノ四分ノ一ニ達スルトキハ株式ノ額面以上ノ發行ニ因リテ得タル差額ハ之ヲ準備金ニ組入ルルト将タ又之ヲ株主ニ配當スルトキハ之ヲ會社ニ一任スルコト正當ナリトス是レ本條ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ」（法典質疑会，前掲書，186-187頁）

前掲『商法修正案理由書』，168頁にも，上とほぼ同文が記載されている。また，久保，前掲論文，124頁注（30）も参照されたい。

31　ちなみに，この明治32年新商法において，株式会社（の取締役）に対して，損益計算書の作成が義務づけられた（190条4号）。そこであり得べき損益計算における資本概念のあり方については，森田哲彌「財産法の損益計算方式」『ビジネス・レビュー』第9巻第2号（昭和36年10月）参照。

額は資本として位置づけられている，というような明確な説明がみられたわけではなかったというのも，たしかであるように思われる[32]。

3　額面超過額からの株式発行費の控除
——昭和13年（1938年）改正商法

額面超過額の取扱いをめぐる，上の本節2と同様の傾向は，なお続く。後の昭和13年（1938年）の商法改正においては，上の明治32年新商法第194条が，次のように改められた。

第288条

會社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ヨリ発行ノ為ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スル迄之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

これによって，明治32年新商法に関わる理由書等において，営業上の利益とは区別されていた額面超過額から，株式の発行のために必要となった費用（株式発行費と呼ぶことにする）を控除することが認められたわけ

32　本稿脚注30に引用した説明において，額面超過額は「営業上ノ利益ニアラサル」と，わざわざ「營業上ノ」という限定が付されていることも，無視しにくい。そこに，営業外の利益ではある，という含みがあるようにもとれるからである。

また，同じ説明において示されている，額面超過額は（本来は）準備金額にすべて計上される（組み入れられる）ことが必要であるという理由も，それが資本であるから，という意味では読めないであろう（本稿脚注30，引用文の中段，傍点を付した「故ニ」の前の文を参照）。

である。

この規定の趣旨に関しては，次のような説明が行われていた。すなわち，額面超過額は，すべて法定準備金として計上されるべきものである[33]。とはいえ，額面超過額から株式発行のためにかかった費用を控除せずに，その全額を準備金として計上させるのは，（期間利益の減少と，財産分配局面において維持されるべき金額の増加を通じ，分配可能額を減らす結果となって ― 石川）過酷である[34]。

他方では，上記の第288条第2項に対して，額面超過額から株式発行費を控除することは，額面超過額を利益（収益）と見なしている証拠である，という趣旨の批判も示されていた[35]。これはよく知られているとおり，資本から費用を直接に控除すべきではないという見方にもとづくものであり，ここでの具体的な，額面超過額からの株式発行費の控除に対する批判はさらに，額面超過額を資本と位置づける見方の現われであった。

たしかに，2つ前の段落で示した，第288条第2項についての説明だけでは，額面超過額が少なくとも明確には，資本として位置づけられないのであろう。というのも，なぜその金額はすべて法定準備金として計上されるべきなのか，また，なぜ他方で資本金額のほうからは株式発行費が控除されないという違いがあるのか，といったことの根拠について，明確な説明がないからである。

以上のように，明治32年新商法から昭和13年改正商法にかけては，資

33　松本烝治「商法改正要綱解説（四）」『法學協會雜誌』第49巻第12号（昭和6年12月），133-134頁参照。

34　松本，前掲論文，133-134頁参照。また，司法省民事局編纂『商法中改正法律案理由書（総則・会社）』清水書店，昭和12年，158頁も同趣旨と解される。

35　岩田巖「株式プレミアムと發行費の會計處理」『企業会計』第2巻第2号（1950年2月）参照。

本金額と額面超過額とで取扱いが違っていた。このことについて，本稿の視点からまとめると，以下のようになる[36]。

資本金額については，分配可能額に含まれず，費用（株式発行費）の控除も行われない。まず，費用の控除を行えば，資本金額が，当事者間の合意にもとづいて充実されるべき金額から乖離してしまう。しかし，そのような費用の控除は，回避されていたわけである。また，それによって充実されるべき金額としての意味を保たれるだけに，この資本金額は，財産分配局面においても当面，維持されるべき金額として転用されるのが自然（分配可能額とされるのは不自然）であろう。

他方，額面超過額については，一定の条件のもとで最初から分配可能額に含まれ得るし，費用（株式発行費）の控除も行われ得る。ただ，費用控除の容認のほうは，分配可能額への影響が考慮に入れられてのことであったにしても，財産分配の局面より前の，期間利益計算の局面における論点である。それだけに，あくまで財産分配局面における，合意にもとづいて維持されるべき金額か否か，という切り口では割り切れない，異質の論点になっていた。

次節とのつながりも意識していうと，上述の違いには，額面超過額はドイツにおけるのと同様，フローにもとづく金額であって，合意にもとづく資本金額とは異なる，という事情（次の第4節1参照）が表面化している

36　とくに法定準備金について，その沿革から昭和56年（1981年）改正商法までの歴史的な展開にふれつつ，より包括的な検討を行う文献として，尾崎安央「法定準備金制度の発展と機能的変化――わが国における制度的展開と問題点――」『早稲田法学』第57巻第2号（1982年6月）がある。また，その最近までの歴史的な展開を概観するには，赤塚尚之「わが国における法定準備金制度の変遷と「払込資本と留保利益の区別」の意義」『早稲田商学』第404号（2005年6月）が便利である。そこで論じられている内容や，基礎とされている文献等と比べてみれば，本稿の見方の実質性が試されるであろう。

ようにみえる。このようにみるとさらに，額面超過額は，上の分配規制にも現われているように，株主によって払い込まれた金額であるからといって，そのフローとしての性質が即，財産分配局面において維持されるべき金額としての性質をも必然的に伴うわけではない，という本稿の理解と整合的な理解が得られるのである（第1章第2節参照）。そのうえ，合意にもとづくというより，インフローとしての額面超過額であるからこそ，期間利益計算の段階でアウトフローとしての株式発行費もなお控除可能である，という理解も可能かもしれない。

いずれにしても結果的に，準備金額とりわけ額面超過額についてのこれらの取扱いは，合意にもとづく資本金額との異質性を反映しているようにみえる。

ところで，ドイツの場合は既述のとおり，額面超過額を含む資本準備金概念が，フローにもとづく資本概念として，資本金概念に先行した。当初は利益と呼ばれていた額面超過額が，資本としての位置づけを与えられ，それが資本金概念の変化の兆しにも連続的につながっているようにみえたのであった。その点では，フローにもとづく資本概念が，意図的に選ばれていったとみられる余地がある。

しかし，これも上でふれたように，わが国の場合は状況が違っていた。もともとはフローにもとづいてきた額面超過額を取り込んだ，資本準備金概念が論点になる以前に，資本金概念はフローにもとづくと見なす解釈の余地が，次節で述べるように，会計のいわば外側で生まれることになったのである。

第4節　分割払込制の廃止と資本概念のあり方
――昭和23年（1948年）改正商法

部分的にはすでにふれてきたが，わが国株式会社制度においては明治23年（1890年）の旧商法から，分割払込制，すなわち，株式引受人ない

し株主に対して，株式の額面価額の分割払込みを認める制度が採用された[37]。しかし，この分割払込制は，ドイツにおいては現在でも採られているが，わが国においては昭和23年（1948年）改正商法において，したがって今から60年も前に廃止されている。このことは，わが国株式会社会計制度における資本（金）概念についての理解に，ドイツにはみられない独特な影響を与えてきたと思われる。

そのような見方から本節では，まず，わが国で採られていた分割払込制の特徴と，それがもたらしていたとみられる，未払込資本金額の会計処理をめぐる議論にふれる。そのうえで，昭和23年改正商法での同制度の廃止と，資本概念のあり方との関係について振り返ってみよう。それによって，その後の資本金概念に関する有力な解釈が生じてきた経緯についての理解と，それに伴う回顧ないし反省が，より一層，深みを増すはずである。

1　分割払込制のあり方[38]

株式の額面価額を，株式引受人・株主にどのように分割払込みさせるか

37　わが国の分割払込制は，ロエスレル草案を通じて，ドイツ商法のみならずフランス会社法等も参考にして採用されている（たとえば，分割払込みの割合について，Roesler，前掲草案，307-308頁，および，司法省訳，前掲書，376-377頁参照）。

なお，この制度自体の継受元は，本稿にとっては主要な関心事ではない。あくまで資本概念についていえば，（分割払込制のもとでより明確に）充実されるべき金額であり，そして，当時のフランス会社法とは異なって（安藤，前掲書，134-143頁），財産分配局面において貸借対照表上の維持されるべき金額として利用されるということを考えると，それはとくにドイツ株式会社会計制度における資本概念の特徴を継受したものといえるであろう。本稿にとっては，なによりこの結論が重要である。

38　わが国における分割払込制の具体的な内容については，西本寛一『株金拂込論』政經書院，昭和9年が詳しい。また，最近の論功としては，青地正史「戦

については，さまざまな規制の仕方があり得る[39]。その中で，わが国商法の分割払込制は，株式が引き受けられた後の第1回目の払込額としては，株式引受人・株主に株金額すなわち額面価額の4分の1を払い込ませれば足り（昭和23年改正前商法171条2項），第2回目以降の払込みについては，会社の必要に応じて株主から徴収し得る，という内容のものであった（昭和23年改正前商法213条ないし221条）。

なお，額面価額を超える金額をもって株式を発行した場合，第1回目の払込みと同時に，その額面価額を超える分の金額すなわち額面超過額を払い込ませなければならない，と定められていた（昭和23年改正前商法171条3項）[40]。これは，前節3の最後でふれたように，ドイツにおけるの

前日本企業と「未払込株金」」『富大経済論集』第51巻第2号（2006年2月），および，南條隆＝粕谷誠「株式分割払込制度と企業金融，設備投資の関係について —— 1930年代初において株式追加払込が果たした役割を中心に ——」『IMES Discussion Paper Series 2007-J-20』日本銀行金融研究所，2007年8月が，実務上の論点等についても参考になる。

39　松田二郎『株式会社の基礎理論』岩波書店，昭和17年，605頁参照。

40　このことに関して，明治32年新商法（から昭和13年改正前商法）においてとくに，「株主ノ責任ハ其引受ケ又ハ譲受ケタル株式ノ金額ヲ限度トス」（144条1項。上点 — 石川）と定められていた。ここでの株式の金額が額面価額を意味するなら，それを超える額面超過額について明言がないことになる。そこで，とくに額面超過額（全額）の払込みは，引受けから早い段階（額面価額についての第1回目の払込時。明治32年新商法第128条第2項および第129条参照）で行われるようにすることで，それが確定的・確実に済ませられるように，という狙いがあったと解される（法典調査會『商法委員會議事要録（第貳巻）』日本学術振興会，昭和14年，2ノ121頁（岡野敬次郎委員発言）参照）。

ちなみに，そこでも配慮されていると思われる，出資をめぐる出資者相互間の利害調整について，ここではとくに（具体的に取り上げられる論点はまったく同じというわけではないが，より一般的な理解として），藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会，1997年，39-42頁参照。

と同様（本稿第3章第4節2参照），額面超過額の金額をフローにもとづく金額とみてよい根拠となるものであった。

2　分割払込制の存続と合意にもとづく資本金概念の明確さ

未払込資本金額の会計処理をめぐる2つの見解

資本金額の一部である株式の額面価額について，分割払込みが認められる以上，その充実されるべき金額のうち，いまだ払い込まれていない金額すなわち未払込資本金額が生じ得る[41]。そして，この未払込資本金額の会計処理については，本稿第3章で論じたドイツにおけるのと同様，わが国においても，資産性肯定説ないし資本金額記載説と，資産性否定説ないし払込資本額記載説という大きく2つの見解が取り上げられ，議論が行われた[42]。

未払込資本金額の資産性肯定説に従えば，その金額は，株主に対する会社の債権（払込請求権）の金額として，貸借対照表の借方に記載されることになる。また，それと同時に貸借対照表の貸方には，定款上の充実されるべき金額としての資本金が，総額をもって記載される。

他方，資産性否定説に従えば，未払込資本金額は，資産としては貸借対照表の借方に記載されず，したがって債権の金額としての評価も行われない。また，他方で貸借対照表の貸方には，払込資本額が記載される。もっ

41　分割払込制が廃止されるまでの，実際の未払込み・払込みの状況について，青地，前掲論文（全般），および，南條＝粕谷，前掲論文，2-9頁を参照されたい。

42　その状況についてはとくに，渡部義雄「未拂込株金に就て」神戸會計學會編纂『會計學論叢第四集』寶文館，大正9年，長谷川安兵衛「拂込未濟株金の性質を論ず」『會計』第35巻第3号（昭和9年9月），および，増地庸治郎「未拂込株金について」『會計』第35巻第4号（昭和9年10月）参照。

とも，これらの特徴を要件とするかぎり，同じ資産性否定説の中には，未払込資本金額を記載するにしても資産としてではなく，たとえば，その金額を資本金の総額から控除する形式で，払込資本額を表示するという表示形式も含まれ得るかもしれない。とはいえ，やはり，未払込資本金額はそもそも認識されず，資本額としても払込資本額のみが記載される，というのが，資産性否定説の厳格なあり方であろう。

わが国における議論の状況

未払込資本金額の会計処理をめぐって，ドイツにおけるのと事情が異なっていたのは，わが国商法にもとづく会計制度には当時，資本金額の貸借対照表への記載を直接的に指示するような明文規定がなかった，ということである[43]。このことに注目すると，そのような規定が存在したドイツに比

43　本章第2節3では，わが国株式会社会計制度の成立当初から，資本金額の貸借対照表への記載が想定されていたという見解を示したが，それはたしかに，直接的な明文規定によらない，相対的に間接的な解釈によるものであった。このことに関して，かつて田中耕太郎博士は次のように述べておられた。

「……我が商法に於て株式會社の貸借對照表の負債の部に資本金額を記載しなければならぬとする直接の規定は存しない。此のことは一般商人に關する第三十二條及び第三十四條からは出て來ない。是れ一般正規の簿記の原則より生ずるものと認むる外はないのである」（田中耕太郎『貸借対照表法の論理』有斐閣，昭和19年，61頁，注（26））。

そのような規定は，未払込資本金額の会計処理をめぐる議論が，すでにみられなくなった後の，つまり本文で後述のとおり，分割払込制が廃止された後の昭和38年（1963年）に，法務省令「株式会社の貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び附属明細書に関する規則」，いわゆる計算書類規則が制定されるまで，存在しなかった。

なお，その議論があった当時のものとして，「財務諸表準則」（昭和9年（1934年），商工省臨時産業合理局財務管理委員会）が，資本金額の表示方法を定めていた（内容については本文で後述）。ただ，それはまず基準全体の性

べてみれば，会計上の資本概念をめぐる解釈の余地が大きく，したがって払込資本額記載説も，相対的に主張されやすかったのではないかとも思える。しかし，以下に紹介するように，そのような見方は必ずしも現実のものとはならなかった。

私見によれば，わが国における未払込資本金額の会計処理についての議論は，資本概念をめぐる対立（資本金額記載説と払込資本額記載説との対立）というよりも，未払込資本金額の資産性をめぐる対立（資産性肯定説と資産性否定説との対立）としての性格が強かったように感じられる。もちろん，ドイツにおける未払込資本金額の会計処理をめぐる議論も，後者のような対立構図で眺めることはできるが，日本の場合にはとくにその構図が明確であったということである。

これについては現実に，上でふれたような，根拠となる規定のあり方が影響を与えていたようにも思われる。つまり，ドイツ商法のもとでの解釈論において引き合いに出されたのは，資本金額を貸借対照表の貸方（消極側）に記載すべきとする規定であった。しかし，わが国では，存在しなかった同様の規定は当然，根拠にはされなかった。そのかわりに，未払込資本金額が債権の金額として扱われていることを明確に示す規定（昭和23年改正前商法213条ないし221条，および，497条参照）が，解釈論，この場合は，資産性肯定説の明確な論拠になったのである。

それに対する資産性否定説からは，未払込資本金額の債権額としての不確実性が論拠として挙げられることがあった[44]。しかし，そのことは前章第2節2でも述べたように，未払込資本金額の，そもそもの資産性の問題

格として，商法規定にもとづく株式会社会計制度を構成したといいきれるわけではないようである（本稿脚注47に示す文献参照）。したがって，資本概念そのものを示す商法規定に近いところで，資本金額の貸借対照表への記載を直接的に指示する規定がないという，本文で述べたことには，変わりがないと思う。

44　たとえば，渡部，前掲論文，58-63頁，太田哲三『改訂増補　會計學概論』

とは別の問題である。つまりそれは，他方の資産性肯定説にとってみれば，いったん未払込資本金額が資産として認識された後で，評価損が計上され得ることについての議論であり，少なくとも理屈のうえでは，同説の成立が根本から否定されるような論拠ではなかった[45]。

もっとも，資産性否定説の論拠は，他にも示されていた。ここではとくに，資産性否定説によるとみられる，次の基準ないし考え方を取り上げたい[46]。日本で最初の，一般的な株式会社を想定した原則的な会計基準の設定に関わった，商工省臨時産業合理局の財務管理委員会[47]は，昭和5年（1930年）12月に未定稿の「標準貸借対照表」において，その貸方で資本金額から未払込資本金額を控除する形式を採用した（甲表）。また，昭和9年（1934年）8月に確定した同委員会による「財務諸表準則」において，未払込資本金額は，貸借対照表の借方に記載されるが，これは，資産および負債とは区別される，資本（株主）勘定の内訳科目のうちの借方科目とされていた（第十三・資本勘定・八十七）。そして同準則の解説書によれば，その未払込資本金額は，資本金額の控除項目であると説明されていた[48]。

高陽書院，昭和10年，233-235頁，田中，前掲書，257頁，および，比較的最近の論功として，久保田秀樹「経理近代化の原点としての商工省「財務諸表準則」」『彦根論叢』第330号（2001年3月），89-90頁参照。

45　田中，前掲書，259頁参照。

46　この本文以下の内容について，最近の論功として，久保田，前掲論文が参考になる。

47　同委員会について，ここではとくに，安藤英義「わが国における会計制度と会計原則の関係――過去と現在――」『会計プログレス』第2号（2001年9月），4頁，安藤英義「財務諸表準則」安藤英義＝新田忠誓＝伊藤邦雄＝廣本敏郎編集代表『会計学大辞典　第五版』中央経済社，2007年，540-541頁，ならびに，久保田，前掲論文，85-87頁および98-100頁参照。

48　太田哲三『改訂　財務諸表準則解説』高陽書院，昭和15年，130頁参照。

このような資産性否定説を支えていたとみられる論拠の１つとして，注目したいのは，次の見解である。

「未拂込金額（本稿でいう未払込資本金（額）― 石川）は，會社の運用資本を構成しているものではない……。土地，建物，商品，現金の如きはそれぞれ事業の運営に役立ってゐるものであるが，未拂込資本金は運用されてゐるものではない。……それが信用の基礎をなすならば，極めて微弱ではあるが，經營の爲めに幾分の役目を果してゐるものである。とは云ひながら現實に運用せる資産の一部分を構成するものではない[49]。」

この見解は，前章第２節２で取り上げた，ドイツにおけるフィッシャー（R. Fischer）の見解に近い。しかし，それでも未払込資本金額の資産性を，完全に否定しきれていない，あるいは，消極的にしか否定していないように私には思われる。というのも，フィッシャーの見解におけるように徹底して，資本金額よりもむしろ，払い込まれた金額（払込資本額）だけを計上すべきとする主張が明示される，というところまでは至っていなかったからである。明確に，貸借対照表の貸方における資本概念を発端として，借方の未払込資本金額の資産性が論じられていたというよりは，あくまで借方の未払込資本金額それ自体に注目して，その資産性が論じられていたといってもよい。資本金額の貸借対照表への記載が明定されていないにもかかわらず，厳密な払込資本額記載説を主張しやすい状況になっていたとはいえないと思う，１つの所以である。

これはあるいは，上の本章第２節３で述べたような，わが国株式会社会計制度のもとで，定款に定められた資本金の金額が貸借対照表に記載され

49　太田，前掲書，128頁。

るという解釈が，広く定着していた度合いを表しているのかもしれない。その定着があったからこそ，会計基準の解説として会計制度のことを意識せざるを得なかったであろう上の見解も，払い込まれた金額だけを示せばよいという主張までは提示しなかった，という理解もできよう[50]。

いずれにしても，資産性否定説は結局，対する資産性肯定説がもつ解釈論としての論拠を完全には否定できなかったとみられる。そこで最後に，確認の意味を込めて，実務における未払込資本金額についての会計処理の状況にふれておこう。実務においては，時代を追うにつれて多くの場合，未払込資本金額が貸借対照表の借方に計上されていたという[51]。つまり，未払込資本金額についての資産性肯定説が，実務上も次第に明確に採られていくかたちになっていたようである。これもまた，上の段落で示した，資本金額（総額）の貸借対照表記載の解釈が定着したことについての理解と整合的である。

50　このような理解と整合的に，たとえば「財務諸表準則」でも，貸借対照表の貸方・株主勘定（現在の株主資本に該当）には，まず資本金，そして次に，法定積立金（準備金）を表示することが定められていた（同準則に付された貸借対照表の様式（第1号表）参照）。ここでとくに，同じ法定準備金の中で，株主から払い込まれた額面超過額と，利益の留保額とが区別されていないところをみれば，これは，払込資本額（と留保利益額）に注目した表示というよりも，分配可能額を明示するための，したがって，財産分配局面において維持されるべき金額としての資本金額（と準備金額）の性質に注目した表示であったといえよう（安藤英義「配当可能利益計算の複雑化と貸借対照表の資本の部」『企業会計』第46巻第6号（1994年6月），18頁参照）。その点で「財務諸表準則」は，株式会社会計制度における資本金概念の，合意にもとづく性質を受け止めた内容になっていたわけである。

51　渡部，前掲論文，52頁，田中，前掲書，255頁，青地，前掲論文，14-15頁および16-18頁，ならびに，南條＝粕谷，前掲論文，10頁参照。

分割払込制の存続と資産性肯定説の健在

以上のように，分割払込制が採られて存続していた時代には，会計学上の是非はさておき，未払込資本金額の資産性肯定説がたしかに存在し，それに沿った実務も多くみられて健在であった。それは同時に，わが国株式会社会計制度における資本概念として，合意にもとづく資本概念の存在が明確であったことを意味する。

しかし考えのうえでは，たとえ分割払込制が制度的に採用されていなくても，つまり私的・任意的な次元であっても，払込みの前に当事者間で出資契約が締結され，それにもとづいて充実されるべき金額が存在していれば，合意にもとづく資本概念は成り立ち得る[52]。その逆に，すでに述べたように（本稿第3章第5節），たとえ分割払込制が採られていても，フローにもとづく資本概念は成り立ち得ると考えられるのであった。

52　明治23年旧商法が成立する以前から，分割払込制は，定款の定めによって採用されていたという（青地，前掲論文，7-11頁，および，南條＝柏谷，前掲論文，1頁参照。その実際の機能ないし効果については，南條＝柏谷，前掲論文，9-17頁，および，齊藤直「株式分割払込制度を背景とした過剰投資――戦間期を対象とした集計データによる検討と樺太企業のケース」『季刊　企業と法創造』第3巻第2号（2006年9月）参照）。このことから，合意にもとづいて充実されるべき金額としての資本概念は，法律等によって一方的に押し付けられたものであったというわけでもなく，むしろ実務から自発的に利用されてきたもののようである。あとはその充実されるべき金額が，会計上の資本概念としても採り入れられたかどうかが論点となるが，それについてははっきりとしていない（たとえば，青地，前掲論文，13頁（表-4），および，14-15頁参照）。

株式会社会計制度における資本概念に関心をもつ本稿にとっては，その成立前における上の論点についての当時の実状は，必ずしも結論を左右しない。ただ，それによって，現在のようにフローにもとづく資本概念が当然のものとして受け入れられるようになっている状況も相対化され，いかなる資本概念をいかなる理由で採るのか，ということについて，あらためて考えるきっかけが与えられそうである。

そうであれば，本来，分割払込制が採用されているか否かという点と，資本概念が合意にもとづくのかフローにもとづくのかという点とは，必ずしも連動しない。分割払込制が採られなくなったからといって，合意にもとづく資本概念に代わって，フローにもとづく資本概念が採られることになる，という結果に即座につながるとはかぎらない。繰返しになるが，その逆に，分割払込制が採られているときでも，フローにもとづく資本概念は採られ得るはずであった。

それでもなお，上述のとおり，分割払込制が採られていた当時，資産性肯定説が制度的に優勢であったことは事実であった。それだけに以下では，周辺の制度である分割払込制のあり方に目を奪われず，資本概念それ自体の実質をみることに一層の意識をしながら，検討を進めたい。

3　分割払込制の廃止とフローにもとづく資本金概念の解釈

分割払込制の廃止と資産性肯定説の後退

分割払込制は，それについてさまざまな問題点が指摘されていた[53]こともあって，既述のとおり，昭和23年の商法改正において廃止された[54]。ドイツでの未払込資本金額の会計処理をめぐる議論は，その資産性肯定説ないし資本金額記載説が商法規定の明文をもって採用されることで，決着をみたのであった（本稿第3章第3節2)。それに対して，わが国におけるその議論は，分割払込制それ自体が廃止され，代わって全額払込制が採用されるというかたちで途絶えた[55]。

53　これについては，たとえば，松田，前掲書，604-605頁および616-617頁参照。

54　その事情・経緯について，最近では，青地，前掲論文，22-28頁が詳しい。

55　青地，前掲論文，28頁参照。

しかし，このことは，株式会社会計制度における資本概念それ自体までも変化させるものではなかったはずである。新たに採用された全額払込制のもとでも，資本金の性質が変わっていないことは，この制度の名称からも窺える。つまり，「全額」というのは資本金額の全額であって，払い込まれる前に存在していなければならないはずの，充実されるべき金額である。この金額がなければ，そもそも，分割払込みも全額払込みもない。これまでの分割払いは，単に，全額一括払いに変わっただけである（昭和23年改正商法177条1項参照）。

とはいえ，分割払込制の廃止は，ドイツにはみられない，わが国特有の事象をもたらした。それはまず，分割払込制の廃止後，未払込資本金額についての資産性肯定説が後退した（ほとんどみられなくなった[56]）ということである。それは結局，充実されるべき金額すなわち合意にもとづく資本概念としての資本金額の性質を，読み取りにくくなるという結果につながる。

フローにもとづく資本金概念の解釈の契機

その一方ではさらに，資本金額が，払込資本額すなわちフローにもとづく資本概念であるとする解釈が生じ，その後には広く浸透していったことも，ドイツと比べてわが国に特有のことであろう。そのような解釈が成り立つのは，充実されるべき金額が実際に全額払い込まれたときである。そのとき当然，資本金の金額に払込資本の金額が追いつくことで両者は同額になり，したがって資本金と払込資本とは，結果として，その外観が同じ

56　最近でもみられる，資産性肯定説の系統にあると思う会計処理について，拙稿「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」『一橋論叢』第131巻第5号（2004年5月），および，「資本金及び資本準備金の捉え方と現物出資に係る会計処理」『産業經理』第64巻第3号（2004年10月）を参照されたい。

ようにみえるからである[57]。

上述のとおり，厳密には，資本金はなお，合意にもとづく資本概念であった。しかし，わが国株式会社会計制度においては，払込資本額記載説が，それ以前の規範論ないし立法論としての性格にとどまらず，解釈論としての性格をもち得るようになり始めたのである。

ただ，それは，分割払込制が廃止されたこと（未払込資本金額の資産性肯定説が後退したこと）によるのであって，必ずしも，直接的な選択の結果ではなかったようにみえる。つまり，合意にもとづく資本概念と，フローにもとづく資本概念とについて，解釈論に収まらない規範論の次元でも両者の性質が比較されていたのは事実であろうが，そこからフローにもとづく資本概念が選択された，という結果は生じていなかったようにみえる。端的にいえば，フローにもとづく資本概念を採るために，分割払込制が廃止されたとはいえない[58]。

そのことは，合意にもとづく資本概念の示唆に注目する本稿にとって，軽視できない。まず1つの理由として，上記のような経緯からいって，なぜ払込資本なのか，合意にもとづく資本概念との比較で払込資本にまったく問題はないのか，といったことについて，回顧・自省しておく余地が残されているように思うからである。

それでも，次節以降でも述べていくように，ここで取り上げた昭和23年改正商法以降，フローにもとづく資本概念についての解釈は強固となり，

57　その過程を示す会計処理についても，上の脚注56に示した拙稿を参照されたい。

58　せいぜい，未払込資本金額の債権額としての不確実性までが根拠であったろう。これについては，たとえば，青地，前掲論文，28頁参照。なお，久保田，前掲論文，93頁と，本稿第3章第4節3，脚注73，第2段落をあわせて参照されたい。

合意にもとづく資本概念の存在には配慮されなくなった（たとえば，昭和24年の「企業会計原則」参照)。そしてそのことが，本稿第1章第2節で述べたように，近年の資本概念をめぐる議論を複雑にした一因になった，と解される。これが，分割払込制の廃止を契機にフローにもとづく資本概念についての解釈が台頭した，という経緯を軽視できないもう1つの理由である。

第5節　合意にもとづく資本概念のメルクマールの転換による拡張
――昭和25年（1950年）改正商法～平成13年（2001年）6月改正商法

わが国の株式会社会計制度は，昭和25年（1950年）の商法改正以降，ドイツからの基礎の上に，とりわけアメリカからの学びを重ねて，必ずしも諸外国と同じではない独自の展開をみせる[59]。しかし，その展開の中にあっても，わが国株式会社会計制度における資本金概念は，当事者間での合意にもとづく資本概念（充実されるべき金額として生じ，また，維持されるべき金額として転用される金額）であることに変わりがなかった。本節では，このことの確認を主要な目的の1つとしたい。

そのような資本金概念のあり方の一方で，昭和25年の商法改正以降も，同概念はフローにもとづく資本概念であるとする解釈が，より一層強くなり，定着していく。そこでの要因の一端は，前節で取り上げた分割払込制の廃止に加えて，本章第2節で確認した，ドイツ株式会社会計制度から継受された資本概念を支える特徴のうちの2つ，すなわち，資本金額の定款への記載と，株式への分割というメルクマールの，昭和25年改正商法における消滅（本節で後述）にもあると解される。

59　わが国における，商法にもとづく会計制度の展開について，本稿ではとくに，安藤，前掲書の内容が念頭にある。

とはいえ本来，それらによっても直接的に，資本金概念が変質するわけではない。しかも，そのメルクマールは，別のものに取って代わられただけで，資本金概念それ自体は変わらなかった。それどころか，そのメルクマールの転換によって，資本金概念を含む資本概念は，全体として拡張したのである。これらの経緯について，その具体的な要因を示しながら明らかにしていくことを，本節におけるもう1つの目的としよう。

1　授権資本制度・無額面株式制度の導入と資本準備金概念の確立
―― 昭和25年（1950年）改正商法

授権資本制度の採用と資本金額の定款への「不」記載

昭和25年改正商法においては，授権資本制度が採用された（166条2項）。これは，定款に株式会社が発行できる株式総数を記載させて，設立の際にはその一部の株式だけを発行することを認める，という制度である。この制度によれば，会社設立時に，授権された株式の一部だけが発行された場合には，設立後に残りの株式を，資金調達の必要に応じて取締役会の決議をもって随時発行することが認められる[60]。

このような授権資本制度の採用が，仮に，資本金の金額を定款記載事項としたままで行われるとすると，資本金額の増加を伴う株式発行のたびに，株主総会を招集して定款変更の手続きをとる必要が生じ，資金調達の機動性向上を図ろうとする趣旨が損なわれてしまう。そこで，資本金の金額は，授権資本制度の採用とともに，定款の記載事項から除外された（昭和25

60　本文に示したような内容からいって，この授権資本制度は，会社（取締役会）に特定数の株式の発行を授権するという，発行授権株式数制度とでも呼べるものであった（鈴木竹雄＝石井照久『改正　會社法解説』日本評論社，昭和25年，8-9頁参照）。

年改正前商法166条1項3号の改正)[61]。

ここで，授権資本制度に関わる，しかし会計には直接的に関わらないような上記の経緯まで紹介するのには理由がある。それは，同制度の採用が，会計上の資本概念の変更を目的としたものではないことを確認するためである。授権資本制度の採用は，合意にもとづく資本概念の放棄を意味しない[62]。しかし他方で，同制度の採用に伴い，資本金額が定款に記載されなくなったことも事実である。合意にもとづく資本概念の存在を示唆していたメルクマールが，1つ消えたわけである。

無額面株式制度の採用と資本金額の株式への「非」分割

同じく昭和25年改正商法において，従来の額面株式に加え，額面価額のない株式すなわち無額面株式の発行が認められた（199条）。その目的はまず，株式の時価が株式の額面価額未満に下がった場合にも新株の発行を可能にさせることによって[63]，資金調達の便宜を図る，というものであると説明されていた[64]。また，株式は，資本金額の構成部分を，金額すなわち額面価額をもって表わすことよりも，数をもって株主の割合的地位を表わすことを要請されるものであって，後者の目的のためには額面価額は

61　本文で述べた授権資本制度の採用の経緯については，ここではとくに，上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（8）株式会社の計算（1）』有斐閣，昭和62年，104頁（久保欣哉）参照。

62　もっとも，機動的な資金調達に，当事者間の合意を逐一必要とするような資本概念はなじまず，したがって，もともと授権資本制度の採用は，合意にもとづく資本概念を後退させる要因を孕んでいたようにも思える。しかし，その採用の狙いとして，少なくとも明確に表明されていたのは，合意にもとづく資本概念からフローにもとづく資本概念への転換ではなく，本文に示したことであった。

63　なお，昭和25年改正商法のもとでも，額面株式については，その額面価額を下回る金額での発行は認められない（202条3項）。

64　鈴木＝石井，前掲書，9-10頁参照。

必ずしも必要ないこと，といった点が，無額面株式制度の採用の根拠とされていた[65]。

上記の経緯をふまえれば，授権資本制度と同様，無額面株式制度も，資本概念を変えることを直接の目的として採用されたものではなかったといえよう。それでも，わが国では，無額面株式制度の採用とともに，合意にもとづく資本概念の存在を示唆するメルクマールであった，資本金額が株式に分かたれるという趣旨の条文（昭和25年改正前商法199条）が削除されることになった[66]。考えのうえでは，ドイツにおけるように，たとえば株券に金額は記載されなくても，1株ごとに割り振られた資本金の金額を観念することはできるはずである（本稿第3章第4節3参照）。したがって，当該条文が削除される必然性はなかったわけであるが，とにかくそれは，削除されるという結果になった。

合意にもとづく資本概念のメルクマールの転換

以上のとおり，授権資本制度および無額面株式制度の採用に伴って，資本金額は定款に記載されなくなり，また，それが株式に分かたれるというような規定もなくなったわけである。それは，本稿が注目してきた合意にもとづく資本概念のメルクマールの後退であり，ひいては，その概念自体の後退を予感させる。

しかし，その一方で，合意にもとづく資本概念についての，別の根拠が現れることになった。それは，資本金の金額を算定するために新たに設けられた，次の規定である[67]。

65　鈴木＝石井，前掲書，10-11頁参照。

66　本文で述べた無額面株式制度の採用の経緯については，ここではとくに，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲書，104頁（久保）参照。

67　それが新たに設けられたのは，会社債権者に対する担保額を示すものとして，

第 284 条ノ 2

会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ノ外発行済額面株式ノ株金総額及発行済無額面株式ノ発行価額ノ総額トス

無額面株式ニ付テハ其ノ発行価額ノ四分ノ一ヲ超エザル額ヲ資本ニ組入レザルコトヲ得設立ニ際シテ無額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ最低発行価額ヲ超ユル部分ニシテ其ノ発行価額ノ四分ノ一ヲ超エザル額ニ付亦同ジ

第 288 条ノ 2

左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

一　額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額

二　無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

……（第 3 号以下，省略）

順に，まずは第 284 条ノ 2 第 1 項に注目したい。この規定によれば，額面株式については，その株金総額すなわち額面価額総額が資本金額に算入される。他方，無額面株式については，原則として，その発行価額の総額が資本金額に算入される。

ここでとくに，新たに問題になるのは，直接的には無額面株式について用いられている「発行価額」の語の意味内容である。これについては，次の第 6 節でより詳しく検討するが，ここで結論的に述べておきたいことは，

また，会社の損益計算の基礎となる金額として，なお資本金額が決定あるいは確定されることを要するためであると考えられていた（鈴木＝石井，前掲書，258 頁，および，大隅健一郎＝大森忠夫『逐條改正會社法解説』有斐閣，昭和 26 年，408-409 頁参照）。

その発行価額は決して，すでに払い込まれた金額を意味しないということである。

ここでは簡潔な根拠をあげよう。たとえば，株式会社の募集設立に関する第177条第1項は，「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ引受アリタルトキハ発起人ハ遅滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス」（上点 ― 石川）と定める。この条文において，株式の発行価額は，すでに払い込まれた金額というよりは，それに先立って決まっている，払い込まれるべき（充実されるべき）金額として位置づけられているといえる。同様の文言は，発起設立（170条1項）および新株発行（280条ノ7）に関する規定にもみられる。

（無額面）株式の発行価額が充実されるべき金額であるとすれば，その総額とされる資本金額も依然として，充実されるべき金額であるということになろう。資本金額が，（無額面）株式の発行価額によって算定されることは，それが合意にもとづく資本概念でなくなる根拠にはならず，したがって，フローにもとづく資本概念に転換する根拠にもならない。むしろ，資本金額の定款への記載および株式への分割が行われなくなった一方で，合意にもとづく資本概念の新たな根拠ないしメルクマールとして生じたのが，（無額面）株式の発行価額による資本金額の算定なのである。

なお，上記の第284条ノ2第1項では，上述のとおり「発行価額」の語が直接的には無額面株式について用いられている。しかし，上で取り上げた第177条第1項等，株式の発行価額についての規定は，無額面株式だけでなく，額面株式にも関わる。つまり，発行価額は，上記の第284条ノ2（および次に検討する第288条ノ2）の書き方にかかわらず，いずれの株式にも想定されることになる。額面株式の場合，その発行価額は，額面価額と（もしあれば）額面超過額とに分かれることになるわけである。

このことは，後の昭和56年（1981年）改正商法においてより明確になる。同改正法は，次の本節2で取り上げることにして，この本節1では続

いて，額面株式の発行価額のうち，残りの額面超過額の取扱い等，新たに採り入れられた資本準備金概念に関わる論点について検討しておきたい。

資本準備金概念の確立と合意にもとづく資本概念の拡張

もう一度，上記の第284条ノ2第1項をみてみよう。この規定によれば，額面株式については，資本金額に算入されるのは額面価額だけであって，額面価額を超える金額で株式発行が行われた場合の額面超過額は，資本金額には算入されない。

また，同条第2項によれば，無額面株式の発行価額の4分の1を超えない金額は，資本金額に算入しなくてもよい。ただし，会社設立時に関しては別の定めがあり，それによると，定款所定の無額面株式の最低発行価額（166条1項7号）を超える部分で，かつ，その最低発行価額の4分の1を超えない金額は資本金額に算入しなくてもよい，ということになる[68]。ただ，その発行価額のうち資本金額に算入されない金額が生じ得る点では，会社設立時も設立後も同じである。

これらの，資本金額に算入されない金額については，上記の第288条ノ2第1号および第2号にもとづき，新たに導入された資本準備金という項目の金額として計上（積立て）が行われる[69]。

68　このような規定が設けられた理由については，鈴木＝石井，前掲書，259-260頁，および，大隅＝大森，前掲書，410頁参照。

69　資本準備金としては他に，たとえば，減資差益（288条ノ2第4号）および合併差益（288条ノ2第5号）が計上を要することになった。

なお，昭和13年改正商法において，法定準備金額は，資本の欠損の填補にのみ使用され得ることが明らかにされていた（昭和13年改正商法289条）。そこへ，法定準備金として利益準備金と資本準備金の2項目が置かれた昭和25年改正商法においては，資本の欠損の填補にはまず利益準備金額が使用され，それでも足りない場合に資本準備金額が使用され得るという，減少（取崩し）

第284条ノ2第1項および第2項，ならびに，第288条ノ2第1号および第2号についての，ここまでの論述をまとめると，次のようになる。

額面株式については，額面価額総額が資本金額に算入され，また，その額面超過額は資本金額に算入されないにしても，その総額が資本準備金額に算入される。他方，無額面株式については，原則としてその発行価額総額が資本金額に算入され，例外として総額までは資本金額に算入されないとしても，残りは資本準備金額に算入される。

このように，株式の発行価額は，資本金額あるいは資本準備金額に算入され，そしてその発行価額は上でふれたとおり，充実されるべき金額である。したがって，これまで繰り返し確認してきた資本金額はもとより，実は資本準備金額もまた，充実されるべき金額になっている。このことについて，前節で取り上げた従前の額面超過額は，フローにもとづくとみられていた。仮に，それがそのまま資本準備金額として計上されていたら，この資本準備金概念は，フローにもとづく概念となっていたのであろう。しかし，昭和25年改正商法のもとで，額面超過額も，上記のような発行価額に取り込まれた。そのため，これも，充実されるべき金額として位置づけられることになっているわけである。

以上のように，わが国における資本準備金概念は，ドイツ（1965年～1985年）よりも早く，また，そのこともあってかドイツにおけるものとは違って，資本金概念と同様の，合意にもとづき充実されるべき金額として確立したのであった。そして，従来の額面超過額が，そのような資本準備金額として新たに資本に含まれたことで，わが国株式会社会計制度にお

の順番についての定め（昭和25年改正商法289条1項および2項）が置かれた。これは，いわゆる「払込資本と留保利益の区別」の観点，ひいては，資本準備金を払込資本（フローにもとづく資本概念）と解釈する観点の現われのようにみえる。これについては，本稿，次頁以下を参照されたい。

ける資本概念（資本金概念）は，合意にもとづく資本概念であるまま，範囲を拡張した（資本金概念に資本準備金概念が加わった）ということになる。このことから本章第3節1でふれたように，ドイツにおけるような，フローにもとづく資本準備金概念を，合意にもとづく資本金概念が追いかけるというような展開は生じなかった，というわけである。

資本金及び資本準備金を払込資本と解する傾向

ところが，わが国では，資本金と資本準備金とを合わせてフローにもとづく資本概念として解釈する傾向が，広い範囲に浸透していった。たとえば，とくに資本準備金概念の導入に関してであるが，商法学の立場から，次のような解説が行われていた。

「舊法（昭和25年改正前商法 — 石川）は，法定準備金の積立につき，利益から積立てるものも，額面超過發行の場合のプレミアムを積立てるものも區別をせず，一本の準備金としていた。しかし前者が本來配當しうべきものを資本の維持を一そう保持するため積立を強制されたものであるのに對し，後者は本來利益として配當すべからざる性質のもので，兩者の性質は必らずしも同じでない。そこで，新法（昭和25年改正商法 — 石川）は會計學の原則を妥当と認め，利益準備金と資本準備金とを分ち，その取崩しに當つてはまず前者からなすべきものとするとともに，後者の財源としては，プレミアムのみならず，同様の性質を有する他のものを掲げ，しかもそれは限度をおかず絶對に積立つべきものとするにいたつた[70]」。

70　鈴木＝石井，前掲書，263頁。

ここで妥当と認められた「會計學の原則」とは，具体的には，「企業会計原則」（昭和24年7月9日，経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告）の第一・一般原則・三における「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し，特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」という原則のことであろう[71]。

全体としての「企業会計原則」は，収入および支出，つまり，フローにもとづく体系であるとみられる[72]。その中にある上記の原則が，株式会社会計制度に採り入れられたという趣旨の解説は，上の引用における資本準備金と，さらには資本金とを，払込資本すなわちフローにもとづく資本概念そのものとみる解釈に，根拠を与えるものであろう。実際，昭和25年改正商法以降，そのような解釈にもとづくとみられる説明を探すのに，苦労はしない。

ただ，その一方で，とくに本節での検討対象である，昭和25年改正商法で採用された資本準備金の金額も（後の商法改正によって追加される資本準備金項目の金額も），取引や財産変動（本稿でいうフロー）に連動して決まるものではなく，当事者の意思ないし合意によって決まる，という趣旨であると理解できる説明を，最近でもみることができていたことを付言しておこう[73]。

71　ここではとくに，安藤英義「商法と会計基準」『企業会計』第54巻第1号（2002年1月），31頁参照。

72　ここではとくに，新田忠誓『財務諸表論究 —— 動的貸借対照表論の応用 ——（第2版）』中央経済社，平成11年参照。

73　弥永，前掲書，4-5頁および15頁参照。

2　株式の発行価額にもとづく資本金額及び資本準備金額の計上

——昭和56年（1981年）改正商法～平成13年（2001年）6月改正商法

昭和25年改正商法において導入された，株式の発行価額の，資本金額及び資本準備金額への算入は，その適用範囲を広め，原則的な地位を占めていくことになる。以下に，その過程を概観しよう。

昭和56年（1981年）改正商法

昭和56年（1981年）改正商法においては，額面株式についての資本金額及び資本準備金額の算定基準が変更された[74]。すなわち，第284条ノ2および第288条ノ2は，次のように改められた。

第284条ノ2

会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス

株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得但シ額面株式ニ付テハ券面額，会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ニ付テハ五万円ヲ超ユル部分ニ限ル

……（第3項および第4項省略）

第288条ノ2

左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

一　株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

74　より詳細な変更内容については，たとえば，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲書，104-109頁（久保）参照。

二　削除

……（第3号以下，省略）

……（第2項以下，省略）

この改正により，従前からの無額面株式だけでなく額面株式についても，その発行価額が，資本金額ないし資本準備金額に算入されるようになった。そして，このことをもって，とくに資本金額の原則的算定方法として「払込価額主義[75]」が採られることになった，といったことがいわれるようになっていた。この場合の「払込価額」は，すでに払い込まれた金額を意味していたと解される。

しかし，上の本節1でふれたとおり，すでに払い込まれた金額と，株式の発行価額とは，異なる。発行価額という表現から即，フローにもとづく資本概念を想起するのは，その表現が，あるいは表面的に受け止められた結果ではなかったか。本稿は，資本概念をめぐる表現や形式よりも実質を問う必要があることを，ドイツ株式会社会計制度における資本概念の検討や，分割払込制のあり方と資本概念との関係から，学んできたのであった。その観点からいって，資本金額及び資本準備金額は相変わらず，充実されるべき金額のままである。

平成13年（2001年）6月改正商法

額面株式，すなわち，額面価額をもつ株式は，わが国においても株式会社会計制度の成立時から，もともとは充実されるべき金額から分かたれて

75　佐藤文雄「わが国における資本金計上基準の変遷」中村忠編著『制度会計の変革と展望』白桃書房，2001年，第2章，および，佐藤文雄「資本金（株式会社）」森田哲彌＝岡本清＝中村忠編集代表『会計学大辞典　第四版増補版』中央経済社，平成13年，510頁参照。

派生し，したがって合意にもとづく資本概念とのつながりをもってきた存在であった。

その額面株式の制度は，平成13年（2001年）6月の商法改正によって廃止された。それは直接的には，「会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得」と定めていた平成13年6月改正前商法第199条を削除する，というかたちで行われた。これに伴って，株式の最低発行価額に関わる規定等，額面株式に関連していた条文の改正あるいは削除も行われることになった。その結果，資本金額及び資本準備金額は，額面価額と完全に無関係に，一律に，株式の発行価額にもとづいて算定されることになったわけである（284条ノ2および288条ノ2）。

しかし，繰返しになるが，その発行価額が充実されるべき金額であるかぎり（170条1項，177条1項，280条ノ7等参照），資本金及び資本準備金の性質も変わらない。額面株式制度の廃止の他にも，平成13年6月の商法改正は本稿第1章第1節1で述べたように，たとえば，いわゆる減資差益の金額をいったんは分配可能額に含めることにしたこと等を発端にして，資本概念をめぐる議論をもたらした改正ではあった[76]。ただそれは，特定の見方，つまり，資本金及び資本準備金をフローにもとづく資本概念とみて，しかも，その全体をそのまま，財産分配局面において維持されるべき金額と位置づける見方にあってこそ，より大きな問題になった改正であろう。その見方によれば，減資差益の金額が分配可能額に含められることは，説明しにくいとみられるからである。

76　その議論の状況については，すでに多くの文献で詳しく紹介されている（比較的最近の論功として，たとえば，古市峰子「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」『金融研究』第25巻第2号（2006年8月），205-207頁の内容と，そこで利用されている文献等参照）。したがって，本稿であらためて紹介する必要はないであろう。

他方で同改正は，資本金及び資本準備金を合意にもとづく資本概念とみる見方にあれば，むしろ従来以上に，説明できることが拡大する改正であった。これについても，すでに本稿第1章第2節で述べたとおりである。ただそれは，その段階では証拠の少ないまま提示された仮説としての見方であったが，この段階に至るまで，多少なりとも証拠が積み重ねられて，それなりの説得力も与えられているはずである。そのような検証の作業はもう少し続くが，それとともに，近づいている本稿の結びに向けて，その検証の意義もあらためて徐々に明確にしていきたい。

その過程では，既述の減資差益をめぐる見解の相違や，資本概念の揺らぎと厳格化の共存についての理解に関して，これも既述の仮説にとくに付け加えることはない。これらは，内容の変更なしに，そのまま検証の対象であり続ける。それ以上に本稿の主題，すなわち，わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質が，会計理論における資本概念（フローにもとづく資本概念）を財産分配局面で利用する合理性について，反省のきっかけを与えてくれること，また，そこからさらに，会計学に示唆が与えられることを明らかにする方向へ，議論を収束させていくことにしたい。

そのために重要な意義をもつのが，株式の発行価額の意味である。本節では，昭和25年改正商法，昭和56年改正商法，および，平成13年6月改正商法を取り上げて，資本概念の内容は次第に，株式の発行価額の意味にかかってきたことを明らかにしてきた。それはなお，充実されるべき金額として生じるものであると述べたが，その根拠としては，まだ簡潔なものしか示していない。より重要な根拠については，節を改めて，次節でより詳しく述べることにしたいと考えていたためである。その内容は，わが国株式会社会計制度における資本概念が，同制度成立当初から比較的最近まで伝統的に，合意にもとづく資本概念であったという見方を決定づける重要な論点であり，しかも，その資本概念の存在を明らかにする意義につながる論点となる。

第6節　株式の発行価額と合意にもとづく資本概念の意義

昭和56年改正商法においては，それ以前の無額面株式に加えて，額面株式についても原則として，（額面価額以上の）発行価額で資本金額及び資本準備金額が算定されることになった。また，平成13年6月改正商法においては，額面株式制度が廃止され，それに伴って当然，額面価額も考えられなくなった。これらのことによって，一層，株式の発行価額と，資本金額及び資本準備金額したがって資本概念との結びつきが明確かつ強固になったわけである。

この段階に至ったところで，株式の発行価額の意味内容，すなわち，結論的にいえば，それが当事者間の合意で決まることについて，踏み込んだ検討を行っておきたい。既述の簡潔な根拠だけでは，株式の発行価額は単に，分割払込みではなくて全額払込みで充実されるべき金額であるに過ぎないように思われるかもしれない。そうであれば，それが合意にもとづく金額である，ということを強調する理由も判然としないであろう。

そこで本節では，株式の発行価額の意味内容には，もう少し奥行きがあることを明らかにしたいというわけである。その金額をもとに決まる資本金額及び資本準備金額が，財産分配局面において利用される意義は，以下の検討によってより明確になるはずである[77]。

77　以下の記述は，表面的にはもっぱら，拙稿「株式会社会計における2つの資本概念 —— 資本金概念と払込資本概念 ——」『産業經理』第62巻第2号（2002年7月）による。しかし，そこでの主目的と，本稿での関心とは，相対的に違っている。

上記の拙稿での主目的は，資本概念をめぐる会社（経営者）の立場と株主（出資者）の立場とを浮き上がらせることにあった。それに対して，本稿での関心は，本文で後述のとおり，経営者側から事業のために当初必要とされた金額が提示され，それを出資者側が引き受けるというかたちでの当事者間の合意が，財産分配局面において維持されるべき金額に合理性を与えるとみられるこ

1　2つの発行価額と2つの引受価額

ここではとくに，わかりやすさを考えて，従来のいわゆる通常の新株発行（金銭等の払込みを伴う新株発行）の場合から取り上げて説明しよう。それは，資本金額及び資本準備金額と払込資本額とがともに増加する場合であり，しかも，合意にもとづく資本概念とフローにもとづく資本概念とを比較するための材料として，簡潔で要を得ていると思う。

まずは，検討に必要な規定の内容を概観する（なお，以下ではまず，平成13年6月改正前商法の規定によることにする。その改正前まで，昭和25年改正商法で登場して以来の，発行価額の本来の意味が，明確だからである）。

新株を発行するに際して，取締役は，株式引受募集のための株式申込証[78]を作成する場合に，定款に定められた（定款に定めのない場合には取締役会が決定した）新株の数，「発行価額」および「発行価額」中資本金額に算入しない（組み入れない）額等の事項を記載しなければならない（280条ノ6第1項，280条ノ2第1項）[79]。

他方で，株式引受けの申込みをする者すなわち株式申込人は，株式申込

とにある。本稿は，合意にもとづく資本概念とフローにもとづく資本概念という，会計上の認識・測定に，より結びつけやすい道具立てをもって，前掲拙稿の内容を包摂することになる。

なお，同じ論点について，弥永，前掲書，19頁参照。また，問題意識や結論は異なるが，武田隆二「資本の費用への移調化現象」『企業会計』第49巻第1号（1997年1月），および，武田隆二「規定超過資本準備金の成立」『税経通信』第52巻第1号（通巻721号）（1997年1月）でも，同様の論点が取り上げられていた。

78　これは，平成13年（2001年）11月改正商法において「株式申込証ノ用紙」という名称に変更されているが（280条ノ6第1項柱書等参照），本稿においてはそれ以前の「株式申込証」という名称を用いることにする。

79　なお，電磁的な株式申込手続きについて，第175条第5-8項参照。

証が作成される場合には株式申込証に，引き受けようとする株式の数および「引受価額」等の事項を記載しなければならない（280条ノ14，175条1項3項）。

なお，株式申込証が作成されない場合であっても，証書の記載および記録あるいは電磁的記録をもって，上記の手続きがとられることになる（280条ノ6第2項）[80]。以下では，やはりわかりやすさに配慮して，株式申込証が作成される場合を想定していくことにしよう。

ここで，上記の「発行価額」および「引受価額」の意味を確認したい。商法学上の多数説においては，株式申込証を作成する取締役が株式申込証に記載する「発行価額」とは，いわば予定発行価額であり[81]，他方，株式申込人がそれに記載する「引受価額」とは，いわば申出引受価額であると考えられていた[82]。これらはいずれも，内容的にみて，実際に生じたフローにもとづく金額ではない，ということをここで確認しておこう。

80　たとえば，前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説〔上〕」『商事法務』第1606号（2001年9月25日），6頁，および，原田晃治＝江原健志＝太田洋＝濱克彦＝郡谷大輔「改正商法の解説」『JICPAジャーナル』第561号（2002年4月），13-14頁参照。

81　上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（7）新株の発行』有斐閣，昭和62年，27-28頁（森本滋）参照。

82　まず，募集設立の際に，株式申込人が株式申込証に記載する「引受価額」について，上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（2）株式会社の設立』有斐閣，昭和60年，197頁（前田重行）参照（なお，同書，122頁（上柳克郎）では，「引受申出価額」と呼ばれている。本稿で，この表現の一部の順序を入れ替えていることについては，次の本稿脚注83を参照されたい）。そして，募集設立についての規定（175条3項等）が，新株の発行の場合について準用される（280条ノ14）ため，募集設立の場合と同様にここでも，株式申込人が株式申込証に記載する「引受価額」は申出引受価額であると解されることになる。

ところで，上述の通常の新株発行の場合に対して，とくに発起設立の場合には，発起人が決定する株式の「発行価額」と，同じく発起人がその払込みを引き受ける株式の「発行価額」という2つの発行価額が存在し，これらの2つの発行価額が同じであるか否かが問題になった。これについては，前者の「発行価額」は予定発行価額[83]であると解するのが，商法学における多数説であった。他方で，後者の「発行価額」は，「現実に株式が発行された価額[84]」，すなわち，いわば実際発行価額であり，これは見方を変えれば「株式引受人たる発起人が現実に株式の引受をした価額[85]」，すなわち，いわば実際引受価額でもあると考えられていた。

2　4つの価額をめぐる合意と資本額となる発行価額の意味

ここまで登場してきた，予定発行価額，実際発行価額，申出引受価額，および，実際引受価額という4つの価額の関係をまとめてみる。

まず，予定発行価額と申出引受価額との関係である。予定発行価額を上回る申出引受価額の提示，および，そのような申出引受価額での株式の割当て（引受け）は認められるとするのが多数説である[86]。このことから，多数説は，株式の予定発行価額と申出引受価額とに差額が生じ得るとす

83　これは，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲書，122頁（上柳）では，「発行予定価額」と呼ばれている。ただ，本稿では，「発行価額」という表現をひとまとまりとして使用していることから，その「発行予定価額」という表現の一部の順序を入れ替えて，本文に示した，予定発行価額という表現を使用させていただくことにした。「引受価額」という表現についても，同様である（前の本稿脚注82参照）。

84　上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲書，137頁（田中昭）。

85　上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲書，137頁（田中）。

86　たとえば，鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第三版〕』有斐閣，平成6年，74-75頁（注二），403頁（注二），および，415頁参照。

る[87]（∴予定発行価額≦申出引受価額）。

次に，実際発行価額と実際引受価額との関係である。上で発起設立の場合のものとして示した，実際発行価額および実際引受価額は，募集設立や会社設立後の通常の新株発行に際しても登場する。つまり，募集設立に際して株式の割当て（引受け）が確定したとき，発起人は，株式引受人に対して遅滞なく，各株について，その「発行価額」全額の払込みを行わせる（177条1項）。また，新株の発行に際して株式の割当て（引受け）が確定したとき，株式引受人は，払込期日に各株式について，その「発行価額」全額の払込みをしなければならない（280条ノ7）。これらの場合の「発行価額」は，実際発行価額である[88]。

他方，株式申込人（株式引受人）は，割り当てられた株式の数に応じて払込みを行う義務を負い（176条，280条ノ14），その義務は，有する株式の「引受価額」が限度とされている（200条）。この場合の「引受価額」は，実際引受価額である[89]。

発起設立の場合もそうであるが，ここで示した条文をみてもやはり，実際発行価額と実際引受価額は同額であり，同じものを，別の2つの立場（いわば，経営者の立場および出資者の立場）から表現したものに過ぎない（∴実際発行価額＝実際引受価額）。

最後に，4つの価額すべての関係をまとめよう。すでに述べたとおり，株式の割当て（引受け）は，予定発行価額をもってではなく，それを超える申出引受価額そのものに対して行われてよいとするのが多数説である。

87　しかし，実際には，このようなことは少ないといわれていた（たとえば，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲『新版　注釈会社法（2）』，203頁および213頁（平田伊和男），ならびに，前掲『新版　注釈会社法（7）』，132頁（森本滋）参照。なお，本稿脚注92参照。

88　たとえば，大隅＝大森，前掲書，71頁参照。

89　上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（3）株式（1）』有斐閣，昭和61年，31頁（米津昭子）参照。

したがって，予定発行価額が実際発行価額になるとはかぎらない（∴予定発行価額≦実際発行価額）。また，予定発行価額を超える申出引受価額が提示されている場合の株式割当て（引受け）は，考えのうえでは，予定発行価額を超え，かつ，申出引受価額より低い金額をもって行われてもよいわけであるから，常に申出引受価額が実際引受価額になるとはかぎらない[90]（∴実際引受価額≦申出引受価額）。

多数説に従い，株式割当て（引受け）が認められるための条件を考慮したうえで，4つの価額の関係を式で示せば，次のようになる（以下の論述においては，この関係が前提とされる）。

予定発行価額　≦　実際発行価額　＝　実際引受価額　≦　申出引受価額

この関係，ないし，ここまでの説明から，まず，実際発行価額および実際引受価額はいずれ，払込資本額すなわち実際のフローにもとづく資本額と同額になることが理解されるであろう。もっとも，厳密にいえば，実際発行価額および実際引受価額も，とくに後者の表現に現われているように，充実されるべきことが引き受けられた金額，すなわち，合意にもとづく資本額としての性質をもっている。しかし，ここでは，これらはちょうど払込資本と同額になるという，フローにもとづく金額とみる。これは，本稿が合意にもとづく資本額と呼んできた金額とは違う。

そう呼んできたのは，予定発行価額である。より具体的には，経営者側

90　とはいえ，株式の割当て（引受け）は，申出引受価額をもって行われることが通常であるといわれていた（たとえば，大隅＝大森，前掲書，72頁参照）。さらに，その申出引受価額が予定発行価額と同額であることが通常であったなら（本稿脚注87参照），実際には，予定発行価額，申出引受価額，実際発行価額および実際引受価額という4つの価額は同額となるのが通常であった，ということになる。なお，本稿脚注92参照。

から提示され，かつ，出資者側から引き受けられた金額である。本稿ではこれを，払込資本ないしフローにもとづく資本の総額と同じにならないことがある（その一部にとどまり得る）金額という意味で，あくまで，合意にもとづく資本額と位置づける。

ここであらためて，前節で取り上げた第284条ノ2にいう「発行価額」の意味を確認したい。これは実は，実際発行価額ではなくて予定発行価額である，とするのが商法学上の多数説であった[91]。実際発行価額はその意味から，払込資本額すなわちフローにもとづく金額と等しくなる価額であるが，予定発行価額はそうなるとはかぎらない。結局，商法学における支配的な考え方に沿うかぎり，たとえ資本金額の原則的算定方法を採ったとしても，資本金額は，払込資本額と異なり得るのであった。また，発行価額の2分の1以下を資本金額に算入しない場合の，資本金額及び資本準備金額（288条ノ2第1項第1号）についても，同じことがいえる[92]。どち

91　渋佐慎吾「新株の引受価額が発行予定価額を超える場合の処理方法」『新訂版　実務相談株式会社法4』商事法務研究会，平成4年，206-209頁参照。なお，多数説への反対論として，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲『新版　注釈会社法（8）株式会社の計算（1)』，104頁（久保），および，境一郎「株式の発行価額について」『私法』第19号（1958年4月），130頁参照。

92　前掲拙稿の執筆時における直近の事例として，チケット販売，出版および情報サービス等の事業を展開する「ぴあ株式会社」が，2002年1月，東京証券取引所第二部に上場する際に実施した公募増資の場合があった。その際の新株の予定発行価額は1530円（そのうち資本金額に算入しない金額は765円），実際発行価額および実際引受価額は1880円であった。ここでは予定発行価額と実際発行価額との間に差額が生じている。資料は，当該株式会社の「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（平成13年12月）と「新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分」（第1回訂正分および第2回訂正分，ともに平成14年1月）である。

こういった事例については，いずれより踏み込んだ調査を行う必要があると考えている。

らにしても，それらは，同じ「発行価額」の全部ないし一部だからである[93]。

前節2でふれたように，第284条ノ2第1項等を根拠にして，商法（株式会社会計制度）上の資本金額（及び資本準備金額）の算定は払込価額にもとづく，とするのが，とくに会計の領域における通説的解釈になっていた。しかし，実際には，上に述べたような株式の発行価額の意味内容に，株式会社会計制度における，合意にもとづく資本概念は支えられていたのである。

それについての説明の中で存在が明らかになった，資本金額及び資本準備金額として計上される予定発行価額と，払込資本額となる実際発行価額（実際引受価額）との差額は，引受差額と呼ばれていた[94]。この引受差額は，

93　資本準備金に関して，たとえば，株式払込剰余金は，第284条ノ2第2項にもとづいて，株式の「発行価額」のうち資本金額に算入されなかった金額であり，これについて資本準備金としての計上（積立）が強制されていた（288条ノ2第1項1号）。

ここで，多数説は，上の場合の「発行価額」も予定発行価額であるとする（渋佐，前掲論文，206-208頁参照）。したがって，株式払込剰余金の金額は，あくまで予定発行価額中資本金額に算入されなかった金額であり，合意にもとづく資本額である。

94　西山忠範『株式会社における資本と利益』勁草書房，昭和36年，192頁参照。この引受差額と同様に，資本金額には含まれないが，株式発行に際して生じる項目として，たとえば，上の脚注93で取り上げた株式払込剰余金がある。ただ，株式払込剰余金の金額は，これも脚注93で述べたとおり，あくまで予定発行価額中資本金額に算入されなかった金額であって，予定発行価額と実際発行価額（実際引受価額）との差額である引受差額を含まない。そこでさらに多数説は，条文上の直接的な根拠を示すことができないながらも，払込資本としての性質をもつ引受差額は，同じく払込資本としての性質をもつ株式払込剰余金に準じて，資本準備金として計上される（積み立てられる）べきであるとしていた（鈴木＝竹内，前掲書，369頁（注三）参照。なお，この多数説への反対論として，西山，前掲書，192頁参照）。しかし，繰り返すが，資本準備金となる株式払込剰余金は，合意にもとづく金額なのであった。

本稿でいう合意にもとづく資本概念と，フローにもとづく資本概念との差額であり，それらの違いの証しである。したがって引受差額は，株式の「発行価額」という表現がまだみられなかった，わが国株式会社会計制度の成立当初，つまり，ドイツから合意にもとづく資本概念が継受されたときから，すでに生じ得る素地があった。そのことを，時代を遡るようにして，次に確認しておこう。わが国株式会社会計制度における資本概念を通時的に理解するのに，役立つはずである。

3　額面価額の予定発行価額としての役割

明治32年新商法における資本概念

まず，平成17年改正前商法の基礎であった，明治32年新商法における募集設立に関する規定のうち，資本金が合意にもとづく資本概念であることを示す規定をみてみたい（以下で示す条項数は，とくに断りのない限り，明治32年新商法におけるものである）[95]。

発起人は，募集設立の場合に，発起人以外の株主を募集しなければならず（125条），また，そのために株式申込証を作成しなければならない（126条2項）。この株式申込証には，資本（資本金）の額，一株の金額（額面価額），および，株式の額面価額を超える金額での発行を行い得ることにしている場合には，その旨[96]等の事項を記載しなければならない

95　資料は，我妻編集代表，前掲書。

96　定款および株式申込証に記載すべき「株式ノ額面以上ノ発行」（122条2号）とは，株式の額面価額を超える金額での発行（額面超過額発行）を行い得る旨のことであると解されていた（たとえば，大隅＝大森，前掲書，56-57頁参照）。行い「得る」というのは，昭和25年改正前商法における株式の額面超過発行は，それを行う旨が定款に記載されて初めて可能となることがらだったからである（122条）。その旨は，定款に記載されるときに株式申込証にも記載さ

（126条2項，120条，122条）。

他方で，株式申込人は，株式申込証に，引き受けようとする株式の数，また，株式が額面価額を超える金額で発行され得る場合には，引き受けようとする株式についての「引受価額」等の事項を記載しなければならない（126条1項3項）。

上に示した規定の内容をみるかぎり，株式申込証を作成する立場（経営者の立場）から株式の予定発行価額は提示されないようにみえるが，実はそうではない。それは，すでに株式の額面価額をもって提示されていると解されるのである。その根拠は，次のとおりである。

資本金額というものは，まず，経営者の立場から，事業ないし企業のために当初[97]（分割払込みによる後の資金調達までも視野に入れて，将来にわたって）調達が必要とされる資金額として決定される[98]。次に，その金額が株式に分かたれることにより（143条），個々の出資者に充実（払込み）を引き受けてもらう株式の額面価額が生じる。このように考えると，経営者の立場からは，株式の予定発行価額は，額面価額で充分なはずである。上に示したとおり，明治32年新商法においては，額面価額は株式申込証に記載されなければならない。したがって，商法上，株式の額面価額そのものに，経営者の立場から提示される，株式の予定発行価額の役割が

れるというわけである（根拠条文は，本文に示したとおりである）。

97　ここでいう当初とは，会社設立時と会社設立後とを問わず，資金の調達に際して株式の予定発行価額総額が決定される時点を意味する。以下同じ。

98　資本金概念についてのこのような解釈を示すにあたっては，主に，西川一男＝丸山長渡『改正商法要義（上）』同文舘，済美舘，明治32年，173頁，ならびに，岡野敬次郎『會社法』有斐閣，昭和4年，207頁および532頁の内容を参考にさせていただきつつ，本稿ではさらに，分割払込制の存在もふまえた。なお，このような解釈の反対論として，志田鉀太郎『日本商法論巻之二』有斐閣書房，明治33年，874-877頁参照。

担わされていたと解されるのである。

このような理解は，たとえば，平成17年改正前商法においては，会社の設立に際して発行する株式について，その予定発行価額を定めることを指示する規定（168条ノ2）が存在するが，明治32年新商法にはそのような規定が存在しないことによって裏づけられる。予定発行価額はすでに額面価額として決定されているから，あらためてそのような規定を設ける必要がないのである。

以上のように，わが国株式会社会計制度においては伝統的あるいは本来的に，資本金額が，経営者の立場から提示される予定発行価額の総額と結びついてきたのである。平成17年改正前商法第284条ノ2第1項の「発行価額」を予定発行価額と解する根拠は他にもある[99]であろうが，本稿はとくに，同「発行価額」を予定発行価額と解する意義が，上に述べたことにあると考えている。

ところで，株式申込人の立場（出資者の立場）から株式申込証をもって提示される「引受価額」は，それがあくまで株式申込証上の価額であることから，申出引受価額であると解することに問題はないであろう。株式の額面超過発行が行われ得る場合に申出引受価額は提示されることになるのであるから，額面価額を超える申出引受価額での株式割当て（引受け）も当然に認められ，それに伴って，予定発行価額（額面価額）と実際発行価額（実際引受価額）との間に差額が生じることも認められるはずである。そうでなければ，額面超過額は生じなかった[100]。ここで，額面超過額は，

99　たとえば，鈴木＝石井，前掲書，261頁参照。

100　烏賀陽然良「額面超過金額と所得税賦課問題」神戸會計學會編纂『會計學論叢　第五集プレミアム問題』寶文館，大正9年，237-254頁および283-302頁，ならびに，神戸會計學會編纂『會計學論叢第六集』寶文館，大正10年，193-203頁には，わが国における，実際に額面超過額が発生した事例に関しての判例が収録されている。

上で説明した，引受差額に該当していたのである。

以上のとおり，明治32年新商法における募集設立に関する規定についての検討から，経営者の立場からの予定発行価額としての額面価額の提示，そして，出資者の立場からの額面価額を超える申出引受価額の提示と，それに伴う額面価額を超える実際引受価額（実際発行価額）での株式引受け（割当て）といった，資本概念をめぐる合意の過程を確認できた。なお，この募集設立に関する規定は，会社設立後の場合の，資本金額増加に伴う株式発行について，類推適用されるという考えがあった[101]。また，発起設立の場合も，発起人は，一方で資本金額総額，および，株式の予定発行価額としての額面価額を決定し（120条3号4号），他方で株式を引き受ける[102]。

以上のような意味で，明治32年新商法における資本金額は，本章第3節でふれたとおり，合意にもとづく資本概念であり，そしてそれが分かたれた額面価額は，予定発行価額としての役割を果たしていたわけである。他方で，それを超える，引受差額としての額面超過額は，フローにもとづく金額ではあったが，明確には資本としての位置づけを与えられないものであった。

明治23年旧商法における資本概念

さらに遡って，明治23年旧商法においても，株式の申込条件等を目論見書で公告してその引受けを募集する（同商法160条）立場と，株式申込

101　上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲『新版　注釈会社法（7）』，191頁（前田重行）参照。

102　発起人は少なくとも1株を引き受けるべきことについての明文規定は，昭和13年改正商法において設けられたが，それまでの商法においても，発起人の株式引受けが商法上予定されていたと解されることについて，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲『新版　注釈会社法（2）』，130-132頁（田中）参照。

簿を用いて株式引受けを申し込む（同商法 161 条 1 項）立場がみられた[103]。これまでの表現を使えば，前者は経営者の立場であり，後者は出資者の立場である。

なお，同法においては既述のとおり，株式の額面価額での発行が予定され，額面超過額での発行は許容・想定されていなかった。これは，同商法全体を見渡していえることであり，その現われとして，「株金額」（額面価額のこと — 石川）という語はあっても「発行価額」という語がない。それは，やはり明治 32 年新商法と同様，額面価額に予定発行価額としての役割が担わされていたからであると解される。

そして，その元になる資本金額は，本章第 2 節でも確認したとおり，合意にもとづく資本概念である。他方，それを超える金額の払込みは許容・想定されていなかったわけであるから，フローとしての資本概念は，存在しなかったということになる。

4　企業に必要であると合意された金額としての資本概念

株式の予定発行価額よりも先に，まず企業に資金が総額としてどれだけ必要であるかを考えるのが自然である。わが国株式会社会計制度においてもそのような自然な流れが想定されていることを示していたのが，かつて存在した「株式会社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス」（昭和 25 年改正前商法 199 条）という規定であったと解される。この趣旨の規定が存在していた明治 23 年旧商法から昭和 25 年改正前商法までは，株式の発行時，その予定発行価額総額（額面価額総額）が資本（金）額と等しくなるのは，必然的ないし原則的なことであった。

103　明治 23 年旧商法における目論見書（株式申込条件等の公告書）と株式申込簿（株式引受けの申込書）の 2 つの機能を果たすのが，明治 32 年新商法で採用された株式申込証であった。このことについて詳しくは，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲書，166-170 頁（前田）参照。

経営者が当初，企業に必要と判断した資金額である資本金額を定款に記載させることにより，それが分かたれた額面株式の総数ひいては額面価額の総額について，引受（人）確定を要求する資本確定の原則（総額引受主義）は，明治23年旧商法から昭和25年改正前商法まで採用されていた。この資本確定の原則が存在することにより，貸借対照表上の資本金額は，経営者の立場から当初必要とされ，合意にもとづいて出資者の立場から拠出を引き受けられた資金額を表わす，ということができたのであり，これが，資本金概念の本来的意味であったと解される。

ここで，重要な補足をしておきたい。上の本節3で，資本金額はまず，経営者の立場から，企業のために当初，分割払込みによる後の資金調達までも視野に入れて，将来にわたって調達が必要とされる資金額として決定される，というように表現したことについての補足である。これは，昭和23年改正前商法まで採用されていた，分割払込制を想定した表現である。

分割払込制が採られていた時代のこととして，「資本金額は会社の予定する営業の状態を想定して決定される傾向にあり（工場建設や機械購入に必要な資金が基準となる）[104]」とみられる一方，企業ないし会社は，「会社の設立当初から（すなわち固定資産の建設当初から）資本金の全額を必要とはしていなかった。その結果，資本金を定めるが，当初からその全額を徴収しない，という方法が非常に早い時点からみられた[105]」というような説明がみられる。資本金の全額の徴収（，ないし，払込みについての催告）が行われず，したがって未払込資本金額が残されるという状況は，資本金額が，いずれ充実されるべき金額を示すとしても，その全額が即座に企業ないし事業のために必要である金額を示すわけではない，ということを意味する。

104　南條＝粕谷，前掲論文，3頁。

105　南條＝粕谷，前掲論文，3頁。

そのことをふまえると，すでに必要な資金が調達され，開始されている事業の遂行・維持のためであれば，払込資本額の維持のほうが，より直接的であるように思える[106]。もっとも，後の資金調達のためには，出資者（株主）に対する払込請求権の金額である未払込資本金額について，適切な管理が必要であろう。その意味で，未払込資本金額を含めた全財産の管理ひいては維持のために，財産分配局面における，合意にもとづく資本金額総額の維持が必要とされることもあるかもしれない。しかし，すでに資金が調達・運用されている事業の遂行・維持のことを考えれば，それにつながる効果と，分割払込制のもとでの合意にもとづく資本額（総額）を財産分配局面において利用することとの関係は，より希薄であり，そこからとくに，フローにもとづく会計の観点からは，積極的な示唆もみてとれないと思う。

ただそれも，分割払込制を想定した場合の話しであり，全額払込制を想定した場合には，特定の示唆が得られるようになる。これこそが本稿にとって，わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質に関わる，最も重要な論点となる。これについては，本稿の最終章（第5章）で取り上げることにして，ここでは上述のように，分割払込制のもとにおける資本維持の，いわば限界を指摘しておこう。

5　合意にもとづく資本概念の後退

合意にもとづく資本概念の存在を示すメルクマールは，前節および本節のここまで明らかにしてきたように，昭和25年改正商法を境に転換して

106　財産分配局面における払込資本維持と，事業の遂行・維持との関係については，拙稿「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文集刊行委員会編『会計学論考 —— 歴史と最近の動向』，2007年，第10章参照。

いったのであった。それによって，わが国株式会社会計制度における資本概念は，なお，合意にもとづくものであり続けた。しかし，上述のメルクマールの転換のうち，株式の発行価額は，その資本概念を拡張する結果をもたらしていたが，他方，無額面株式制度および授権資本制度の採用は，合意にもとづく資本概念に，以下に述べるような後退をもたらすものでもあったのである。

合意にもとづく資本概念の後退要因としての無額面株式制度

株式の予定発行価額の総額までは資本金額に算入しなくてもよいとする規定は，無額面株式制度が採用された昭和25年改正商法以来のものである（284条ノ2第2項）。これに関して当時の解説書は，無額面株式の予定発行価額中，どれだけの金額を資本金額に算入させるかは，会社自身に決定させても理論上は問題がない，という趣旨の説明をしていた[107]。

このような説明の背景には，無額面株式が，経営者の立場から，事業のために当初必要とされた資金額すなわち資本金額が分割されたところの額面価額をもたないという意味において，本来的には，そのような資本金概念と直接的な関係をもたないという認識があると解される。その証拠に，当時の解説書には「無額面株は無資本（金 — 石川）に導く[108]」という文言が記されている。この文言は，無額面株式発祥の地であるアメリカで無額面株式制度を批判したクック（W. W. Cook）によるものであり[109]，合意にもとづく資本金概念と，無額面株式との無関係性を端的に表現していると思う。実際，無額面株式制度の採用により「株式会社ノ資本ハ之ヲ株

107　鈴木＝石井，前掲書，259頁参照。
108　鈴木＝石井，前掲書，260頁。
109　W. W. Cook, The Principles of Corporation Law, Michigan, 1925年，155頁参照。

式ニ分ツコトヲ要ス」とする規定が削除され，上述の第284条ノ2第2項のような規定が置かれたのであった。額面株式は本来的に，合意にもとづく資本金概念の存在を前提とするが，無額面株式は，その資本金概念と無関係に存在し得るのである。

しかし現実には，わが国商法は，無額面株式についても予定発行価額を定めさせ，その総額を，原則として資本金額に算入させるという規定を置いてきた（本節1および2参照）。これによって，無額面株式制度の採用がむしろ，株式の時価も考慮した現実的な予定発行価額と，合意にもとづく資本金額との結びつきを，なお可能にしていた。

合意にもとづく資本概念の後退要因としての授権資本制度

ところが，上述のことを考慮に入れても，昭和25年の商法改正における授権資本制度の採用によって，合意にもとづく資本金概念の本来的意味が失われ始めたといわざるを得ない。

わが国において採用された授権資本制度のもとでは，とくに会社設立後に新株を発行する場合は，その際の予定発行株式数のうち，引受けおよび払込みがあった数だけ株式を発行することが認められる[110]。注目すべきはこのことである。予定発行価額が各株式について定められる以上（本節1参照），少なくとも予定発行株式数のすべてが引き受けられなければ，当初の予定発行価額総額についての調達は達成されない。その場合，資本金額は，経営者が企業に当初必要であると判断した資金額を表わす，とはいえないことになる。

明治23年旧商法以来の，合意にもとづく資本概念の本来的意味は，昭

110　鈴木＝竹内，前掲書，27頁および41-42頁参照。なお，会社設立時には「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」（166条1項6号）を定款に定めさせることにより，そのすべての引受（人）確定が要求されていた。

和25年改正商法における無額面株式制度，そして授権資本制度の採用により，失われていくのである。

合意にもとづく資本概念の意義の変質

最近では，平成13年6月の商法改正において，額面株式制度が廃止されたのであった（199条の削除等）[111]。もっとも，資本金額が額面価額に分かたれなくなったとき，額面株式についても予定発行価額を定めることを指示する規定が設けられていた（昭和25年改正商法168条ノ2，280条ノ2）。それによって額面価額にはすでに，予定発行価額という本来的役割よりもむしろ，予定発行価額および実際発行価額の最低額としての役割が担わされることになっていたのであった[112]。

それより一歩進んで，平成13年6月の商法改正においてはまた，一定の条件を満たせば，取締役会は，新株の予定発行価額そのものを決定しなくてもよいことになったのである（280条ノ2第5項の新設）[113]。予定発行価額なしには，もはや合意にもとづく資本概念の本来的意味を説明できない。

このように，資本概念の本来的意味が失われる傾向が続いていた状況下では，昭和25年改正商法以降の株式会社法の概説書において，株主の会社に対する有限責任を根拠に，株式会社における資本額は，いわば立法政策的な，債権者に対する担保財産を確保するための一定額である，という

111　その趣旨については，原田晃治＝泰田啓太＝郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔中〕」『商事法務』第1608号（2001年10月15日），90-91頁参照。

112　原田＝泰田＝郡谷，前掲論文，90頁参照。

113　その趣旨については，原田晃治＝泰田啓太＝郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔下〕」『商事法務』第1609号（2001年10月25日），7-8頁参照。

ような説明が支配的になっていた[111]のもやむを得ないといえよう。ここでは，資本概念の意義が，既述の本来的なものから変質しつつあった。そこでさらに，本来的意味を失った資本概念を中心とした，配当規制（290条1項）等を含む資本制度が債権者保護という観点から役に立たないということになれば[115]，やがてはその資本制度とともに，資本金概念及び資本準備金概念が消滅する可能性もないとはいえない状況になっていたのである[116]。

こういった状況の発端は，ここまで論述してきたとおり，昭和25年の商法改正である。これによって，合意にもとづく資本概念は後退を始めた。また，その直前の，昭和23年の商法改正によって，分割払込制が廃止され，合意にもとづく資本金（及び資本準備金）概念を，フローにもとづく資本概念と解する素地が生まれていたのであった。これらの要因が重なって，合意にもとづく資本概念から，フローにもとづく資本概念への転換は進んでいったことになる。

第7節　合意にもとづく資本概念からフローにもとづく資本概念への転換
――昭和37年（1962年）改正商法～平成18年（2006年）会社計算規則

前節までで，わが国株式会社会計制度において伝統的な，合意にもとづ

114　たとえば，前掲（脚注77）拙稿執筆時の文献として，前田庸『会社法入門〔第8版〕』有斐閣，2002年，13頁参照。

115　このことについては，吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（1・2・3完）」『法学協会雑誌』第102巻第3号・同第5号・同第8号（1985年3月・同5月・同8月）参照。

116　事実，アメリカでは，資本金概念が消滅した事例がみられる（たとえば，伊藤靖史「アメリカにおける資本制度と債権者保護」『商事法務』第1601号（2001年7月25日），13頁参照）。

く資本概念は，次第にその成立当初からのメルクマールを失い，フローにもとづく資本概念として解釈される素地が拡大していたことを確認した。これを受けて本節では，まず，その拡大が始まる昭和25年の商法改正以後に定められるようになった，貸借対照表における資本金と資本準備金の記載方法ないし表示にふれる。そこに，上記の解釈が浸透していくのかどうかを確認しよう。それによって，これもドイツにおけるのと同じように，わが国株式会社会計制度における資本概念のあり方について，これまでの本稿の見方が当を得ているかどうかが確かめられることになる。

その後には，わが国株式会社会計制度における資本概念が，合意にもとづく資本概念から，フローにもとづく資本概念へと転換した事実を取り上げる。資本金及び資本準備金は，厳密な意味でも，フローにもとづく概念へと変化した。次章（本稿最終章）において，その意義を検討するために，先立つ本節では，それらの転換を確認しておきたい。

1　資本の部の表示にみる資本金額および資本準備金額の通説的解釈の浸透

——昭和37年（1962年）改正商法および昭和38年（1963年）計算書類規則～平成14年（2002年）商法施行規則

昭和37年（1962年）改正商法

まず，資本金及び資本準備金の表示方法それ自体ではないが，いわばその前提として，前節で取り上げた昭和25年の商法改正以降，それらの資本概念に期待されていた役割を確認しておこう。そこから，それらの性質についての見方が明らかになり，そしてその見方が，資本金及び資本準備金の表示方法にも反映されると考えられるからである。

表示方法が問題になるのは，当然ながら，それらがいったん計上された後，したがって，これまでの本稿における理解にもとづいていえば，充実

されるべき金額として計上され，財産分配局面で維持されるべき金額として転用されるようになった後，である。そこで，分配可能額の計算に関わる規定を確認してみよう。

昭和25年（1950年）改正商法において，それまでの準備金が資本準備金と利益準備金に区別されていたが，それらの項目名が，分配可能額の算定に関わる規定にも現れたのは，昭和37年（1962年）の商法改正においてであった。

同改正によって，分配可能額の算定に関わる第290条は，次のように改められた。

第290条

利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一　資本ノ額

二　資本準備金及利益準備金ノ合計額

三　其ノ決算期ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ額

……（第4号省略）

……（第2項省略）

この新たな第290条は，昭和25年改正商法までのそれと比べて，趣旨は変わらないが，わかりやすくなっている[117]。そのような同条にあって，第1項第2号では，資本準備金と利益準備金とが，区別されながらもなお，準備金としてまとまった取扱いを受けていることを確認しておこう。

資本準備金は，資本金とともに，出資者によって充実されるべき金額と

117　上田明信『改正会社法と計算規則』商事法務研究会，昭和39年，116頁参照。

して生じているが，財産分配局面においては，当事者間での合意にもとづいて資本欠損の填補に利用されることについて（289条1項），利益準備金と同じ条文のもとでの取扱いを受ける（ただし，そのもとでの289条2項，および，本稿脚注69参照）。これは，資本金及び資本準備金を，フローにもとづく資本概念として理解しただけでは，説明が容易ではないことがらであろう。

ちなみに，この昭和37年の商法改正によって，期間損益計算についての損益法的な発想が採り入れられて，貸借対照表の作成についての従来の財産目録法に代わる，いわゆる誘導法が導入される素地ができたとみられる[118]。そのようにして，「企業会計原則」の発想がより一層取り込まれたとも考えられる株式会社会計制度のもとでは，その資本概念も，フローにもとづくものと考えられるのが自然かもしれない。しかしなお，資本金及び資本準備金は上述のとおり，合意にもとづく資本概念であったわけであるが，それらがフローにもとづく体系と大きな齟齬をきたさなかったのは，全額払込制のおかげで[119]，資本金及び資本準備金をフローにもとづく資本概念として解釈することができていたからである。

資本金及び資本準備金の表示に，直接には関係しないにもかかわらず，この昭和37年改正商法を取り上げたかったのは，上述のように，フローにもとづくとみられる体系に取り込まれ得るほど，資本金及び資本準備金が，フローにもとづく資本概念との共通性をもち始めていたことと，そのことが，表示方法に現れてもおかしくない状況が生じつつあったことを確

118　たとえば，上田，前掲書，44頁，および，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲『新版　注釈会社法（8）』，12頁（龍田節）参照。誘導法の導入が明文をもって定められたのは，昭和49年（1974年）の商法改正においてであった（33条2項）。

119　拙稿，前掲「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」，83-85頁参照。

認したかったからである。

昭和 38 年（1963 年）計算書類規則

続いて，昭和 38 年（1963 年）に制定された法務省令「株式会社の貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び附属明細書に関する規則」，いわゆる計算書類規則においては，資本金及び資本準備金の貸借対照表における記載ないし表示方法が定められた（34-35 条）。その形式を示せば，次のとおりである。

資本金
法定準備金
　　資本準備金
　　利益準備金
剰余金
　　任意積立金
　　当期未処分利益（または当期未処理損失）
　　その他の剰余金
　　……（以下省略）

これまで，そもそも資本金及び資本準備金の金額が貸借対照表に記載されることについての明文規定はなかった[120]。しかし，この昭和 38 年計算書類規則に至って，そのことは明らかになった。

その内容をみると，ここでも，とくに資本準備金と利益準備金とが，法定準備金としてひとくくりにされていることに注目したい。この表示は，

120　本稿脚注 43 参照。

「払込資本と留保利益の区別」に従うというよりも，したがって，フローにもとづくというよりも，より素朴に，分配可能額の算定のためのものであるとみられていた[121]。そこでは，資本金額も，フローにもとづく資本額としてというよりは，合意にもとづいて維持されるべき金額として表示されていたわけである[122]。ここではなお，資本金及び資本準備金をフローにもとづく資本概念とみる解釈は，貸借対照表における表示を支配するに至っていない。

なお，平成13年6月の商法改正によって，減資差益が，まずは資本準備金に算入されなくなった（分配可能額に含まれることになった）とき，この計算書類規則のもとで，それは上掲の，その他の剰余金として表示されることになっていた。つまり，払込資本と解釈され得る資本金及び資本準備金と，減資差益との間に，留保利益の金額に相当する利益準備金，任意積立金，当期未処分利益が入ることになっていたのである。これも，その資本の部が，「払込資本と留保利益の区別」すなわちフローにもとづくというよりも，分配可能額の算定のためのもの，したがって，資本金額及び資本準備金額がフローにもとづく資本額としてよりは，合意にもとづいて維持されるべき金額として表示されることの現れとみることができた。

121　たとえば，安藤，前掲「配当可能利益計算の複雑化と貸借対照表の資本の部」，17-18頁参照。

122　このように，わが国において，当事者間での合意にもとづく金額としての資本額は，定款で定められないとしても，貸借対照表には記載される。たしかに，定款で定められる金額というほうが，資本額のそのような性質が，より明確にはなる。しかし，たとえ定款への記載が行われなくても，貸借対照表における資本金額及び資本準備金額の，合意にもとづく金額としての性質までもが変わるわけではないのであった。そして，その金額が，貸借対照表に記載され得る，という見方が，ここで実証されたわけである。

平成 14 年（2002 年）商法施行規則

しかし，やがて，資本金及び資本準備金をフローにもとづく資本概念と解釈する見方は，その貸借対照表上の表示形式にも浸透する。

平成 14 年（2002 年）に新たに制定された商法施行規則は，資本の部を，資本金，資本剰余金および利益剰余金の各部に区分することについて定めた（69-71 条）。その形式を示せば，次のとおりである。

資本金
資本剰余金
　　資本準備金
　　その他資本剰余金
利益剰余金
　　利益準備金
　　任意積立金
　　当期未処分利益（または当期未処理損失）
　　その他の項目

この定めは，企業会計基準第 1 号「自己株式および法定準備金の取崩等に関する会計基準」（平成 14 年 2 月 21 日，企業会計基準委員会）における，「払込資本と留保利益に区分する」（50 項）ないし「株主が拠出した部分と利益の留保の部分を分ける」（51 項）という考え方を念頭に置いた，資本の部の区分についての定め（15 項）を反映している。この区分が，平成 14 年商法施行規則にも採り入れられたわけである。

もっとも，このような貸借対照表の資本の部における表示方法自体も，資本金及び資本準備金の，合意にもとづいて充実されるべき金額あるいは維持されるべき金額としての性質を変えない。それでも，上記の表示方法においては，資本金及び資本準備金がフローにもとづく資本概念であると

いう解釈が，前面に出ている。

2　資本概念をめぐる通説的解釈の規定化に向けた動き
――平成15年（2003年）会社法制の現代化に関する要綱試案および平成16年（2004年）要綱案

貸借対照表における表示方法にまで浸透した，資本金及び資本準備金をフローにもとづく資本概念と見なす通説的な解釈は，今度は，認識・測定の次元にまで及ぶことによって，合意にもとづく資本概念に代わり，厳密な意味でもわが国株式会社会計制度における資本概念の地位に立とうとする。資本概念をめぐる通説的な解釈が，解釈にとどまらず，規定の文言に現れてくるわけである。

その動きが明確に伺われたのは，平成15年（2003年）に公表された，「会社法制の現代化に関する要綱試案」（平成15年10月22日，法制審議会会社法（現代化関係）部会）においてであったと解される。同要綱試案は，「新株等の発行時における資本（金―石川）に組み入れるべき額は，「払込金額」を基準として算定するものとする[123]」ことを提案した。この提案はさらに，平成16年（2004年）に公表された「会社法制の現代化に関する要綱案」（平成16年12月8日，法制審議会会社法（現代化関係）部会）にも引き継がれている[124]。

問題になり得るのは，この「払込金額」の意味である。かつて，「出資資本」と呼ばれる，充実されるべき金額としての資本概念が存在したことを知っている本稿にとっては（第2章第2節および第5節参照），表面的な名称だけでその実質を即断できない。

それに関して，「会社法制の現代化に関する要綱試案　補足説明」（平成

123　第四部第五2（1）。
124　第二部第六5（3）①参照。

15年10月29日公表，法務省参事官室）では，「払込金額」のいいかえとして，「現に払い込まれる金額[125]」（上点 — 石川），すなわち，これからフローが生じることを想定しているかのような，したがって，充実されるべき金額を指し示しているかのような表現も用いられていた。こういった，具体的な文言の他に，資本充実の原則の意義が，従来とは違ったかたちながらも再認識されていること[126]が，充実されるべき金額としての資本概念がそこに残されていることを示唆しているようにもみえた[127]。

その一方で，「払込金額」は，同じ「補足説明」における表現を用いていえば，「株主から拠出された財産に相当する額[128]」（上点 — 石川），すなわち，フローにもとづく金額を意味するものととれる。さらに，より具体的な記述として，「現行法を前提にしてみると，商法は，株主から拠出された財産に相当する額を資本・準備金に計上することとしていること（商法284条ノ2，288条ノ2等），……[129]」（上点 — 石川）という記述がある。これは，資本金及び資本準備金がフローにもとづく資本概念に当たる，という解釈を示すものであろう。そのような解釈のもとでの「払込金額」は，フローにもとづく金額を意味するものととれる。

おそらく，来たるべき会社法制の現代化に関するかぎり，後者の読み方が正しい。それは，次の引用文からも確かめられるであろう。ただ，この引用文からは同時に，少なくともこれまでは伝統的に，資本金及び資本準備金が合意にもとづく資本概念であった，という理解と整合的な記述があることを強調しておきたい。

125　第四部第五2（1）。

126　とくに第四部第二6（2）参照。

127　前掲拙稿「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」，92頁，注9）参照。

128　第四部第五2前文。

129　第四部第五2前文。

「現行法（平成17年改正前商法 ― 石川）は，新株等の発行の際の資本の組入れ及び資本準備金の積立て額については，発行価額を基準として規律している（商法284条ノ2第2項，288条ノ2第1項1号）。

他方，新株等の発行に際して現に払い込まれる額については，発行価額とは別に引受価額に関する規定（商法175条3項3号）が設けられており，規定上，発行価額とは異なり得ることが前提とされている。

前述したとおり，資本等の金額は，会社に現に払い込まれる額を基準に算定すべきであり，株式の募集の際の基準となる発行価額を基準とすることには，必ずしも合理性がない。

試案では，端的に「払込金額」を基準とすることとしている。

なお，これに併せて，発行価額（有利発行等の判断基準となり得るものと考えられる）と引受価額，払込金額等の文言の整理も行うこととする[130]。」

上に引用した文言は，本稿のこれまでの内容をふまえれば，理解しやすいはずである。資本金及び資本準備金を，フローにもとづく資本概念と見なす見方からは，おそらくその逆であろう。

株式の発行価額は，本稿の見方によれば，合意にもとづいて充実されるべき金額を表すのであった。上の引用文においても，その発行価額が，引受価額や払込金額とは異なり得ることや，その事情についての認識がみられる。このことから，本稿の見方によれば，株式の発行価額で算定されるかぎり，資本金及び資本準備金は厳密には合意にもとづく資本概念であったということが，立法当局においても認められていたことになると思うのである。

130　第四部第五2（1）。

それに関連して，上の引用文には，もう１つ，本稿にとって重要な見方が示されている。それは，「資本等の金額は，会社に現に払い込まれる額を基準に算定すべきであり，株式の募集の際の基準となる発行価額を基準とすることには，必ずしも合理性がない。」という見方である。ここ（「補足説明」）では，なぜ，どういう意味で「合理性がない」のかについて，私見によれば，説得的な説明がない。そもそも，なぜ，昭和25年改正商法以来の長い期間にわたり，資本金額及び資本準備金額が発行価額によって算定されてきたのかについて，積極的な洞察がみられるわけでもないのである。

本稿は，その積極的な洞察を行おうとしてきた。その「合理性」について，偏見なしに考えたいのである。ただし，合意にもとづく資本概念が採られるべきであると主張したいのではない。その資本概念が，とくに，会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度として，与えてくれる示唆を確認したいのである。

3　株式の発行価額にもとづく資本概念から払込金額にもとづく資本概念への転換
――平成17年（2005年）会社法および平成18年（2006年）会社計算規則

合意にもとづく資本概念の示唆を確認する作業は，最後の章に譲ることとして，本節の最後に，わが国株式会社会計制度における資本概念が，伝統的な，合意にもとづく資本概念から，フローにもとづく資本概念へと転換した事実について，述べておこう。

前の本節2で取り上げた，「会社法制の現代化に関する要綱試案」および「会社法制の現代化に関する要綱案」の流れを受けて，平成17年（2005年）に，会社法が制定され，資本概念に関わる次の規定が設けられた。

第445条

株式会社の資本金の額は，この法律に別段の定めがある場合を除き，設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は，資本金として計上しないことができる。

前項の規定により資本金として計上しないこととした額は，資本準備金として計上しなければならない。

……（第4項および第5項省略）

この規定によって，資本金額及び資本準備金額は，払い込まれた金額，すなわち，フローにもとづく資本概念に変化したといえる。端的な根拠をいえば，昭和25年の商法改正以来，合意にもとづく資本概念を支えてきたものとして，本稿が注目してきた株式の発行価額が，資本金及び資本準備金の金額算定に関わらなくなったためである[131]。これによって，わが国株式会社会計制度における資本概念は，たしかに転換した[132]。それでもなお，払い込まれた金額が，資本金額と資本準備金額に振り分けられるのは，本稿第1章第2節で述べたとおり，そのフローの上に合意が置かれているからであって，従来のように，合意だけで資本金額及び資本準備金額が計

131　このことに加えて，江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣，2006年，106-107頁，注（1）参照。

132　中村忠先生は，「表現の仕方は異なるものの内容的には旧法（商法284条ノ2）と同じである（445条1項，2項）」（中村忠「新会社法の会計規定　第6回「資本金の額等」」『経営財務』第2725号（平成17年6月13日），24頁）と述べておられた。資本金及び資本準備金は，もともとフローにもとづく資本概念であったということであろうと思う。それだけ，フローにもとづく資本概念についての解釈が定着していた，ということであると思う。

上されることはない。

ちなみに，会社法に合わせて平成18年（2006年）に制定された会社計算規則のもとで，資本金及び資本準備金を含む株主資本についての表示方法が定められることになったが（108条），その内容は，それ以前の商法施行規則におけるのと同様である。つまり，フローにもとづく資本概念を表示するのに適した表示方法が，あらためて採られている。

新たに注目されるのは，利益剰余金額を資本金額及び資本剰余金額に振り替えることができなくなった，という点である（48条1項，49条1項および50条1項）。そのような振替え禁止も，次に述べるとおり，厳密にフローにもとづく資本概念が採られたことと，整合的に理解できる。

利益剰余金額の資本金額及び資本剰余金額への振替え禁止には，いわゆる「払込資本と留保利益の区別」を厳密に考えた側面もあろう。しかし，その「区別」が，留保利益額の払込資本額への振替えを完全に否定するわけではないと思う[133]。むしろ，合意だけで留保利益と払込資本の金額が変動することはない，したがって，実際のフローに厳密にもとづいていれば，そういう振替えは考えられない，ということになると思う。そうであれば，利益剰余金額の資本金額及び資本剰余金額への振替え禁止も，フローにも

133　これについては，篠原繁「利益の資本組入れと「資本と利益の区別」――会社法における株主資本間の振替えを中心として――」『會計』第174巻第1号（2008年7月），野口晃弘「会社計算規則における利益の資本組入禁止規定の検討」『産業經理』第67巻第3号（2007年10月），および，前掲拙稿「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」，191-192頁参照。

なお，「企業会計原則」等，従来の会計原則で，留保利益の払込資本への振替えが否定されていたかどうかを確かめるというだけでは，今後もその振替えについてどう考えるかの結論は，必ずしも，出ないように思える。過去と同じでよいのか，今後はどうするのか，についての結論を得るためには，その振替えにどのような効果があるのかを検討しておく必要があると思う。

とづく資本概念が採られたことの影響として整合的に理解することもできよう[134]。

第8節　結び

ここまでの検討によって，ドイツからわが国までにおける，合意にもとづく資本概念からフローにもとづく資本概念への通時的な展開を，1つの大きな流れとして説明しようとしてきた。それとともに，本稿第1章第2節において，比較的最近の事象を取り上げて示した仮説にも，歴史的な検証を加えて，その説明力を高めてきたつもりである。その具体的な内容は，あらためて繰り返さない。それよりもここでは，前節までの内容に関連して大きく2つの補足を加え，本章までの検討を補いつつ，次章への橋渡しをしたい。

まず，資本金は法定資本，準備金は法定準備金，というように，特定の項目が法定の概念ないし観念といわれてきたことについてである。たしかに，それらの金額の算定方法が法定されている，という意味であれば，それはそのとおりであろう。ただ，そのような表現だけでは，中身までは決まらない。たとえば，会計理論における資本概念であるとみられる，フローにもとづく資本概念であっても，それが法定のルールに取り込まれていれ

134　他方，合意にもとづく資本金額及び資本準備金額の観点からは，それ以外の株主資本項目の金額の資本金額及び資本準備金額への振替えは，次のように理解できた。すなわち，それは，当事者間の合意にもとづき，出資者（株主）により充実され，そして財産分配局面において維持されるべき金額として転用される資本金額及び資本準備金額を増加させ，それ以外の利益準備金額，その他利益剰余金額を（さらにはその他資本剰余金額も）同額だけ減少させる，という処理に他ならない。この理解は，留保利益額の払込資本額への振替えというよりは，剰余金の資本組入れと呼ばれていた処理の発想に近い。これについては，竹内昭夫『剰余金の資本組入』東京大学出版会，1962年が詳しい。

ば，法定資本と区別がつかない。それを法定資本と呼んでみても，そこから内容まではわからないのである。そういった事情が，本稿で可能なかぎり，法定資本といった表現を避けた理由になっている。

そもそも，法定といっても，資本額の算定方法について規定があるにとどまり，必ずしも具体的な金額までもが法定されているわけではない。最低の資本金額が規定されている場合でも，その金額以上で，任意の金額が決められ得るわけであるから，その意味でやはり，資本金額が法定されているわけではない。あくまで，その算定方法が法定されているだけである。だから，法定資本は会計理論上の資本とは異なる，というだけでは，それらの違いについての理解を助けてはくれない。そこで本稿では，それよりも，合意にもとづく資本と，フローにもとづく資本という概念を用いたほうが，会計上の認識・測定を具体的にイメージできると考えたわけである。

もっとも，本稿で考えてきた合意にもとづく資本概念は，その合意がどのようなプロセスないしメカニズムで決まるのかに立ち入らないまま使用された表現である。とはいえ，そのような事情があることは，フローにもとづく資本概念についても同じである。ここでの合意やフローは，会計の前に（外で）決まっていることなのである。その意味での，いわば必然的な曖昧さは残ったかもしれないが，いわゆる「商法（学）上の資本概念と会計（学）上の資本概念との違い」についての従来の説明と比べて，合意にもとづく資本概念とフローにもとづく資本概念という道具立ては，より具体的な次元での議論を可能にしてくれていたはずである。これが１つめの補足である。

続いて，２つめの補足として，とくに本章第６節において明らかにした見方，すなわち，資本金額（及び資本準備金額）が，経営者の立場から企業に当初必要であると判断された資金額を示すという見方に関連して，大正期に展開された株式プレミアム論争の中で示されていた，次の見解を紹介しておきたい。本稿のここまでの論述と，整合的に読めるはずである。

「元来，資本金は多數の株に分たれ，株金は，株主たる資格に附隨して，必ず爲さゞるべからざる出捐にして，之を以て，會社の目的たる事業を營むべきものなり，之に反して，プレミアムは，株主たるが爲めには，強ち必要なるものにあらずして，只新に株主たらんとの希望者が割合に多數に上りて，新株の募集數を超過するに際して，他の希望者に先んじて，株主たる位地を得んが爲めに，額面以上，即ち法律上必要なる以上になす出捐に外ならず，故に株金とは異なり，之を以て，事業を營むの目的を有せず。如斯プレミアムは其性質上，資本金とは，劃然區別さるべきものなる事は，何人も容易に首肯する所なるべし[135]。」

ここでいわれている「プレミアム」は，額面超過額，したがって，本章第6節で説明した引受差額のことである。もし，出資者が，企業に必要な資金を投資するという意識ではなくて，単純に株式を取得することを目的として申出引受価額を提示し，それが実際引受価額あるいは実際発行価額，したがってフローにもとづく資本額になっているとしたら，1つに，それを財産分配局面において利用することに問題がないとはいえないであろう。そのことにふれて本章を閉じ，次の章につなげたい。既述のとおり，上のような見解にも，当時なお分割払込制が採られていたことによる限定を付さなければならないはずであるが（本章第6節4），このこともいっしょに，次章に持ち越そう。それもあわせて，わが国株式会社会計制度における資本概念の特質に関わるからである。

135　松宮茂「株式募集の際に於けるプレミアムに就て」神戸會計學會編纂『會計學論叢第一集』寶文館，大正4年，132頁。

第5章　結語――わが国株式会社会計制度における資本概念の特質

第1節　序

わが国株式会社会計制度における資本概念は，明治23年旧商法からの制度成立以来，平成17年の会社法制定前までの長い期間にわたって伝統的に，継受元のドイツ株式会社会計制度における資本概念と同様，合意にもとづく資本概念であり続けた。その資本概念については，ここまで繰り返し述べてきたように，わが国の場合，昭和23年の商法改正以降，フローにもとづく資本概念であるという解釈が定着していった。その度合いがきわめて強固であるように思われたために，本稿では多くの紙幅を割いて，わが国株式会社会計制度における伝統的な資本概念は厳密には，合意にもとづくものであって，フローにもとづく資本概念であるという想定が行われるのはあくまで解釈であることを，慎重に確認してきたつもりである。

今日に至ってなお，そうまでして確認したかったのは，わが国株式会社会計制度の独自的な展開に伴って生じていた，伝統的な資本概念の特質である。これは，母国のドイツにもみられなかった，という意味での特質である。本章では，それを明らかにすることを目的とする。ただし，表面的な違いを指摘するだけで，稿を閉じることはできないであろう。その目的に向けた論述においては，上記のことを確認してどのような意味があるのか，ということもあわせて確認したい。以上の目的に向けた取組みによって，本稿第2章および第3章で描き出した，ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成・確立をふまえた歴史的・大局的な観点からの本稿の結論として，わが国株式会社会計制度における伝統的な資本概念の特質が確かめられるであろう。

なお，そこまでの検討で確認されたことをふまえて，新たに指摘できることも生じている。それは，会計理論上の資本概念の特徴・意義に関わる

示唆である。本稿全体をとおしての関心は，もっぱら財産分配局面における資本概念の利用に向けられている。しかし，本稿第3章でもふれたように，合意にもとづく資本概念による場合とフローにもとづく資本概念による場合とでは，期間損益計算のあり方が変わり得る。そういった事象から，本稿の見方にもとづいてささやかながら，会計理論上の資本概念の特徴・意義に関わる示唆にふれておきたい。

もちろん，これらの積極的に取り上げたい論点の他方で，本稿の消極的な面，つまり限界もまた，明らかになっているであろう。それを，本章の最後に取り上げることにする。これをもって，今後の展望につなげたい。

第2節　本稿の結論と示唆

財産分配局面を想定した結論

わが国株式会社会計制度における資本概念の性質は，これまで繰り返し述べてきたとおりであるが，そのうち本稿にとって，とくに重要な性質は，その金額が，経営者の立場から企業ないし事業のために当初，調達が必要とされる資金額として決定されるとみられることである。ただ，それについては，限定が必要なのであった。つまり，分割払込制が採用されていた時代についていえば，上記の資本額は，分割払込みによる後の資金調達までも視野に入れて，将来にわたって調達が必要とされた資金額であるとみられる。そして，それを財産分配局面において維持されるべき金額として利用することと，それが目下の事業の遂行・維持につながる効果との関係は希薄である，とみられたのであった。そのことは，ドイツにおけるのと同じである。

ドイツと異なっているのは，その分割払込制が，わが国では昭和23年に廃止され，それ以降，今日まで全額払込制が採られていることである。このことが次に述べるような，ドイツに比べての，わが国株式会社会計制

度における資本概念の特質をもたらす。

分割払込制が維持されているドイツでは，その資本維持に，上記のような限界がある。維持されるべき金額に，事業のための即座の必要性から調達され，実際に運用されている金額だけでなく，未払込みの，出資者によって後に充実されるべき金額の維持までもが含まれる。それに対して，全額払込制が採られた日本では，資本額がすべて充実されている場合，その金額はもともと目前の事業のために必要とされた金額に近いものであるとみられ，そして実際に，通常はすでに調達された金額であって，しかも，その事業のために投下される金額にも近いものになっているとみられた[136]。そうであれば，その金額を財産分配局面において維持されるべき金額として利用することは，現在の事業の遂行・運営と，より直接的な関係をもつとみられる。

しかも，さらに重要と思われることは，その資本額が，合意にもとづいて充実されるべき金額として生じ，財産分配局面において維持されるべき金額として転用されたものであって，そこにみられるのは素朴な払込資本維持とは異なる，ということである。その鍵は，引受差額である。引受差額は，出資者から出資を申し出られ，実際に払い込まれた金額であるが，それは，経営者が目前の事業のために必要と判断した金額を超える金額である。その金額まで，企業に維持する必要があるかどうか，いいかえれば，払込資本維持の合理性は，疑う余地があろう。そのことに気づかせてくれるのが，引受差額，そしてそれを生み出す，合意にもとづく資本概念である。

このようなかたちで，会計理論における資本概念を財産分配局面で利用

136　前掲拙稿「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」，185-187頁参照。

する合理性の尺度たり得ること，これが，本稿の考える，わが国株式会社会計制度における伝統的な資本概念の特質である。それをもたらしていたのは，1つに，ドイツにおけるのと同じ，当事者間の合意にもとづく資本概念であり，もう1つに，ドイツにおけるのと異なる，全額払込制であった。後者の全額払込制は，一方で，合意にもとづく資本概念を不明確にしながら，他方で，その概念の特質を生み出していたのである。だからこそ，それを見出すために，慎重な歴史的検討が必要であった。

以上が，本稿の結論である。

経営者＝出資者間の合意にもとづく資本概念とその役割

わが国株式会社会計制度における資本概念の意義は，既述のとおり，一般には，債権者保護を目的とした分配規制との関わりで論じられることが多い。しかし，本稿の結論をふまえると，その資本概念は，事業ないし企業のため，ひいては，その金額の決定に関わる当事者のうち，経営者や出資者のために役立つものであるようにみえる。

実際，そのような見方と整合的と解される規定が，わが国商法にもみられた[137]。これを，本稿の結論の補強のために，取り上げておこう。それは，次に示す昭和13年改正前商法第174条である[138]。

137　以下の論述は，もっぱら拙稿「わが国資本維持制度の変遷 —— 利害調整会計における一系譜の研究」（一橋大学大学院商学研究科修士学位申請論文，2002年1月），105-109頁をもとにしているが，同様の論点を取り上げている最近の論功として，弥永真生「会社法と資本制度」『商事法務』第1775号（2006年8月25日），51-52頁がある。

138　この規定の沿革等については，たとえば，小林量「ドイツとフランスにおける資本制度」『商事法務』第1601号（2001年7月25日），および，本稿第2章第2節参照。

第174条

會社カ其資本ノ半額ヲ失ヒタルトキハ取締役ハ遅滞ナク株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スルコトヲ要ス

會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルトキハ取締役ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

この規定は，明治32年新商法において誕生した規定である（174条）。しかし，この第174条は，昭和13年の商法改正において削除され，現在は残っていない。

文言の解釈について，若干の説明を加えておこう。同条第1項の「資本ノ半額ヲ失ヒタル」状況とは，貸借対照表上の資産総額から負債総額を差し引いた金額が，「資本」の金額の半額以下になった状況のことを指すと説明されていた[139]。そして，この場合の「資本」の金額は，資本金額と準備金額の合計額であると解されていた[140]。

次に，この規定の目的を確かめてみたい。第174条第1項および第2項をひとまとまりのものとして読んだときには，第1項も第2項と同様に，破産原因としての債務超過[141]と関連づけられた，債権者保護を目的とする規定であると理解されるかもしれない。すなわち，会社が債務超過に陥る前に，いいかえれば，債権者に損害が生じる前に，その危険性が生じた時点（「資本ノ半額ヲ失ヒタルトキ」）において，取締役になんらかの策を講じさせる，という趣旨の規定であると理解するのである。第174条第1項と第2項が昭和13年の商法改正においていっしょに削除されていた[142]と

139　法典調査會『商法委員會議事要録（第參巻）』日本学術振興会，昭和14年，70頁（岡野敬次郎委員発言）参照。

140　岡野，前掲書，465頁参照。

141　これについては，安藤，前掲書，104頁参照。

142　司法省民事局編纂，前掲書，143頁参照。

いう点は，これらの2つの規定をひとまとまりのものとして読む根拠となるかもしれない。

しかし私見によれば，上の第174条第1項は，債権者保護を第一の目的とするものではなかった。それは以下の理由による。

明治32年新商法の成立を目指して開かれていた商法委員会の第36回（明治29年10月30日開催）において，明治23年旧商法にはなかった上記第174条第1項の原案（第141条）を提起したのは，岡野敬次郎博士のようである[143]。そして，岡野博士による原案の説明は，債権者保護についてふれるところがない[144]。

ここで，再び条文をみると，会社の財産額が，その資本金額及び準備金額の合計額の半額を下回ったときに，取締役は遅滞なく，直接に債権者集会を行うといったかたちで債権者に報告するのではなくて，「株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スル」ことを義務づけられていることが確かめられるであろう[145]。その趣旨は，資産総額から負債総額を差し引いた金額が，資本金額及び準備金額の合計額の半額にまで低下することは，会社にとって緊急事態である，そこで，この事態に際して取締役は，株主総会を招集し，対応策を練るべし，というものであった[146]。

したがって，第174条第1項は，第2項の存在を前提とする規定，すなわち，債務超過破産原因と結びつけられた債権者保護を目的とする規定であるというよりも，むしろ経営者と出資者のため，ひいては，企業のため

143　法典調査會，前掲『商法委員會議事要録（第参巻）』，70-72頁参照。

144　法典調査會，前掲書，70-72頁参照。

145　烏賀陽然良教授は，「（第174条第1項は ― 石川）是レ所謂取締役ノ報告義務ノ一ニ屬シ，取締役ニ課シタル重大ナル義務ト謂ハザルベカラズ」（烏賀陽然良『會社法』弘文堂，昭和8年，210頁，注（102））と述べておられた。

146　烏賀陽，前掲書，210頁参照。

の規定であろう。第1項と第2項とが同じ第174条に収められているのは，これら2つの規定が，資産総額から負債総額を差し引いた金額と，資本金額及び準備金額の合計額との関係について，経営者（取締役）が負う義務を定めている，ということで共通する規定であるためと解される。

たしかに，第2項があるおかげで第1項の重要性が増しているといえるかもしれない。つまり，第2項は，第1項に株式会社が債務超過に陥る危険性を軽減させることによって債権者を保護するという役割を与えているようにも考えられる。それでも，第1項は，わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質に照らしてみればとくに，単独でも充分に存在理由の明確な規定であったと思う。

ところが，すでに述べたように，昭和13年改正商法において第174条は削除された。松本烝治博士はその削除の理由として，a. 資本半額の欠損または債務超過の有無はその判定が必ずしも容易ではないこと，b. 株主総会を開いて資本半額欠損の報告をするのは，かえって会社の信用を傷つけ，その回復を困難にすること，c. 破産宣告の申告を自ら進んですることを強要するのは人情に反する嫌いがあること，および，d. 実際上，これらの規定が励行され，その違反に対する罰則の適用が実行された例が稀有絶無であること，という諸点をあげておられた[147]。立法当局も，「取締役ニ對シ難キヲ強フルノ嫌アルノミナラズ實際ニ於テ空文ニ歸スルニヨリ[148]」第174条を削除したと述べている。

上記の理由は，もっぱら実務的なものである。あえてそれらを示したのは，規定の理念までは否定されていなかったように思うからである。松本博士ご自身も「理論上から謂へば是等の規定（第174条第1項および第2

147　松本烝治「商法改正要綱解説（三）」『法學協會雜誌』第49巻第11号（昭和6年11月），139頁参照。

148　司法省民事局編纂，前掲書，143頁。

項のこと ― 石川）は大に理由のあるもの[149]」と認めておられた。

その削除の是非はともかく，ここでは，経営者および出資者のために，財産分配局面において資本額を維持されるべき金額として利用させる規定が存在していたこと，そしてそれが，なお分割払込制が採られている時代においてのことではあったが，本稿の結論と整合的であることを確認しておきたい。その規定が失われて，わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念は経営者および出資者のためのものであることを見いだす手がかりも，1つ失われていたといえると思うのである。このこともまた，本稿における歴史的検討の理由になっている。

会計学への示唆

本稿がここまで明らかにしてきた，わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質は，もっぱら財産分配局面ないし期間損益計算後を想定したものであった。とはいえ，それについてのここまでの検討で，会計学への示唆も見出すことができるようになっていると思う。それに関わる1つの論点が，未払込資本金額の取扱いであった。

未払込資本金額の資産性肯定説に従えば，その資産としての評価の問題を避けられない。しかし，そこで生じ得る評価損益が，企業活動の業績値に影響を与えるというのには，疑問が残った。それに対して，払い込まれた金額としての資本概念を採れば，同時に，未払込資本金額の資産性否定説を採ることになり，その資産としての評価替えも問題にならないのであった（とくに本稿第3章参照）。

このような意味で，会計（とくに財務会計）に受け入れられてきたフローにもとづく資本概念は，企業活動をフローから測定し始めるという結果を

149　松本，前掲「商法改正要綱解説（三）」，139頁。

もたらしていた。フローにもとづく資本概念が，会計の入り口を規定していたわけである。よく知られているG-W-G'のプロセスが会計において想定されていることが，本稿の場合，合意にもとづく資本概念の観点から，あらためて確認されたということになるであろう。

もっとも，実際の収入が生じる前に，純資産（資本）が増加し，かつ，資産が増加するケースは，合意にもとづいて充実されるべき金額としての資本と，充実ないし払込みを請求する権利が認識されるケースだけでなく，他にもある（売掛金が生じるケース）。また，契約ないし合意を認識の契機にする会計処理は，とくに最近の金融商品会計基準等にもみられるようになっている。

しかしそれは，現在までのところ，いったんGが生じた後のことであり，本稿でいう合意にもとづく資本概念のように，G-W-G'のプロセスの前に生じる金額は，会計の網にはかからないわけである。資金調達の段階では，資金投資の段階以上に，合意よりも（実際の）フローが会計数値を決めるものとされてきた。

このように，本稿の文脈でいえば，未払込資本金額の資産計上に伴う評価損益が考慮外に置かれ，また，G-W-G'のプロセスをとらえてG'マイナスGの損益計算をもたらすフローにもとづく資本概念は，より業績測定の尺度向きであり，それに対して，合意にもとづく資本概念は，財産分配の尺度向きであるといえよう。

しかし他方で，本稿の観点からは，次のことも示唆される。フローにもとづく資本概念は，G-W-G'のプロセスをとらえる。その点で，上述のとおり，調達された資金をもって，どれだけの成果が得られたのかを測るのに適しているのだろう。ただし，Gの合理性までは問われないのであろう。会計は，Gから始まる以上，そのGをそのままに受け入れるしかないはずだからである。

それは，無視できない1つの問題であるように思える。というのは，事

業に必要かどうかが厳密には問われない資本の金額をもって，（財産分配局面において維持されるべき金額が決められかねないことはもとより，）自己資本利益率や総資本利益率が計算されるからである。そうであれば，その利益率は，事業の直接的な運営の巧拙のみならず，資金調達の巧拙までをも反映したものになるはずである。企業における投資の収益性あるいは効率性をみることが重要とみられている状況で[150]，その利益率の意味が，よく理解されておく必要はあると思う。本稿の場合，合意にもとづく資本概念が，そのことに気づかせてくれているわけである。

第3節　本稿の限界と展望

最後に，本稿の，大きく2つの限界について述べて，それを今後の展望につなげたい。

まず，ここまで具体的・直接的に想定された取引が，基礎的であるとはいえ，網羅的ではないことである。

本稿では，資本金及び資本準備金の金額が増加する取引としては，もっぱら，ごく基礎的な金銭出資のような取引が想定されていた。しかし，資本金及び資本準備金の金額が増加する取引は，企業結合や，ストック・オプションの行使など，応用的なものを含めて他にもある。それらを取り上げた場合，本稿の結論はどうなるのかについては，ふれていない。また，部分的には同じことであるが，取り上げた制度の改正も，決してすべてではなく，選んだ論点が適切であったかどうかも問われ得るであろう。

このような限界は，本稿が承知のうえとはいえ，強調したい部分に記述を集中させたことによる。つまり，合意にもとづく資本概念と，フローにもとづく資本概念との違いを，特定の論点をもとに繰り返して強調してき

150　たとえば，討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（2006年12月，企業会計基準委員会），第1章，本文，第3項参照。

たわけである。それは，前者を規範的なものとして主張したかったからではない。まずは，資本制度や「払込資本と留保利益の区別」をめぐって，素朴な見解の違いというよりも，それ以前の検討対象になる概念についての理解に，すれ違いがあるように思えたからである。そういったすれ違いがあれば，議論がかみ合わないまま，尽力も実を結ばないという結果になりかねないであろう。

そこで，まずは検討対象になる概念の意味内容を，あらためて正確に確認する必要があると考えたわけであり，その作業から，議論のすれ違いの整理も可能になったわけである。ただ，その検討対象になる概念についての通説は，つまり，資本金及び資本準備金を平成17年の会社法制定前からフローにもとづく資本概念と解釈してきた通念は，強固であるように思えた。そこで，合意にもとづく資本概念の特徴について，何度も繰り返して述べたわけである。そのため，特定のことに記述が片寄り，思いがけず，議論の展開が都合のよいものになっている可能性があるかもしれない。

次に，本稿で取り組んだ「検証」が，十分に実質的な意義をもっていない可能性がある。

わが国株式会社会計制度における資本概念が，合意にもとづく資本概念であったことの，いわば表層的な証拠は，第1章第1節で論じたような，会計理論では説明しにくい比較的最近の出来事であり，また，第4章第7節2で引用した「会社法制の現代化に関する要綱試案　補足説明」に現れていた記述であった。しかし，おそらく，その証拠だけを眺めたのでは，上述の資本概念の特質に気づけなかったはずである。だからこそ，そこに至るまでの歴史的な経緯を，丁寧に確認しておく作業が必要であった。これが，本稿で行った検証作業である。

ただ，わが国における合意にもとづく資本概念が，実際に上述の特質を発揮していたかどうかについての検証があり得るとすれば，本稿の検証は形式的なものといわざるを得ない。

そういった限界を認めるとしても，ふたたび強調しておきたい。本稿は，合意にもとづく資本概念を規範として主張しようとはしていない。そこからの示唆に，学ぼうとしているのである。払込資本維持は，当然ではない。だからこそ，「払込資本と留保利益の区別」の意義も，あらためて疑い得る。そういう状況になってから，規範的な結論だけを述べても，議論に前進はないのであろう。そういった疑念をもたれたのなら，それを克服してこそ，その「区別」の意義をたしかなものにできるはずである。そのための議論の一過程となるよう，結論を述べたところでひとまず本稿を閉じて，次の展望に向かいたい。

（完）

引用文献一覧（本号分）

和文文献

青地正史「戦前日本企業と「未払込株金」」『富大経済論集』第51巻第2号（2006年2月）。

赤塚尚之「わが国における法定準備金制度の変遷と「払込資本と留保利益の区別」の意義」『早稲田商学』第404号（2005年6月）。

安藤英義「配当可能利益計算の複雑化と貸借対照表の資本の部」『企業会計』第46巻第6号（1994年6月）。

安藤英義『新版　商法会計制度論』白桃書房，1997年（『商法会計制度論』国元書房，1985年）。

安藤英義「わが国における会計制度と会計原則の関係 —— 過去と現在 ——」『会計プログレス』第2号（2001年9月）。

安藤英義「商法と会計基準」『企業会計』第54巻第1号（2002年1月）。

安藤英義「財務諸表準則」安藤英義＝新田忠誓＝伊藤邦雄＝廣本敏郎編集代表『会計学大辞典　第五版』中央経済社，2007年。

伊藤靖史「アメリカにおける資本制度と債権者保護」『商事法務』第1601号（2001年7月25日）。

岩田　巖「商法における計理體系」『會計』復刊第1号（昭和24年2月）。

岩田　巖「株式プレミアムと發行費の會計處理」『企業会計』第2巻第2号（1950年2月）。

上田明信『改正会社法と計算規則』商事法務研究会，昭和 39 年。
上柳克郎＝鴻　常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（2）株式会社の設立』有斐閣，昭和 60 年。
上柳克郎＝鴻　常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（3）株式（1）』有斐閣，昭和 61 年。
上柳克郎＝鴻　常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（7）新株の発行』有斐閣，昭和 62 年。
上柳克郎＝鴻　常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（8）株式会社の計算（1）』有斐閣，昭和 62 年。
烏賀陽然良「額面超過金額と所得税賦課問題」神戸會計學會編纂『會計學論叢　第五集プレミアム問題』寶文館，大正 9 年。
烏賀陽然良『會社法』弘文堂，昭和 8 年。
梅謙次郎『改正商法講義』有斐閣，明治 26 年。
江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣，2006 年。
大隅健一郎＝大森忠夫『逐條改正會社法解説』有斐閣，昭和 26 年。
大隅健一郎『商法総則』有斐閣，昭和 32 年。
大隅健一郎『新版　株式会社法変遷論』有斐閣，昭和 62 年。
太田哲三『改訂増補　會計學概論』高陽書院，昭和 10 年。
太田哲三『改訂　財務諸表準則解説』高陽書院，昭和 15 年。
岡野敬次郎『會社法』有斐閣，昭和 4 年。
尾崎安央「法定準備金制度の発展と機能的変化 —— わが国における制度的展開と問題点 ——」『早稲田法学』第 57 巻第 2 号（1982 年 6 月）。
久保大作「商法上の会計規範の決定に関する一考察（一）」『法学協会雑誌』第 124 巻第 12 号（2007 年 12 月）。
久保田秀樹「経理近代化の原点としての商工省「財務諸表準則」」『彦根論叢』第 330 号（2001 年 3 月）。
神戸會計學會編纂『會計學論叢第一集』寶文館，大正 4 年。
神戸會計學會編纂『會計學論叢　第五集プレミアム問題』寶文館，大正 9 年。
神戸會計學會編纂『會計學論叢第六集』寶文館，大正 10 年。
小林　量「ドイツとフランスにおける資本制度」『商事法務』第 1601 号（2001 年 7 月 25 日）。
齊藤　直「株式分割払込制度を背景とした過剰投資 —— 戦間期を対象とした集計データによる検討と樺太企業のケース」『季刊　企業と法創造』第 3 巻第 2 号（2006 年 9 月）。
境　一郎「株式の発行価額について」『私法』第 19 号（1958 年 4 月）。

佐藤文雄「資本金（株式会社）」森田哲彌＝岡本　清＝中村　忠編集代表『会計学大辞典　第四版増補版』中央経済社，平成13年。
佐藤文雄「わが国における資本金計上基準の変遷」中村　忠編著『制度会計の変革と展望』白桃書房，2001年，第2章。
志田鉀太郎『日本商法論巻之二』有斐閣書房，明治33年。
篠原　繁「利益の資本組入れと「資本と利益の区別」――会社法における株主資本間の振替えを中心として――」『會計』第174巻第1号（2008年7月）。
司法省民事局編纂『商法中改正法律案理由書（総則・会社）』清水書店，昭和12年。
司法省訳『ロエスレル氏起稿商法草案』明治17年。
『商法修正案理由書』東京博文堂蔵版，明治31年。
鈴木竹雄＝石井照久『改正　株式會社法解説』日本評論社，昭和25年。
鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第三版〕』有斐閣，平成6年。
渋佐慎吾「新株の引受価額が発行予定価額を超える場合の処理方法」『新訂版　実務相談株式会社法4』商事法務研究会，平成4年。
竹内昭夫『剰余金の資本組入』東京大学出版会，1962年。
竹田　省『改訂増補商法総論』有斐閣書房，大正6年。
武田隆二「資本の費用への移調化現象」『企業会計』第49巻第1号（1997年1月）。
武田隆二「規定超過資本準備金の成立」『税経通信』第52巻第1号（通巻721号）（1997年1月）。
田中耕太郎『改正會社法概論』岩波書店，昭和14年。
田中耕太郎『貸借対照表法の論理』有斐閣，昭和19年。
寺尾元彦『株式會社資本減少論』巌松堂書店，大正14年。
中村　忠「新会社法の会計規定　第6回「資本金の額等」」『経営財務』第2725号（平成17年6月13日）。
南條　隆＝粕谷　誠「株式分割払込制度と企業金融，設備投資の関係について――1930年代初において株式追加払込が果たした役割を中心に――」『IMES Discussion Paper Series 2007-J-20』日本銀行金融研究所，2007年8月。
西川一男＝丸山長渡『改正商法要義（上）』同文舘，済美舘，明治32年。
西本寛一『株金拂込論』政經書院，昭和9年。
西山忠範『株式会社における資本と利益』勁草書房，昭和36年。
新田忠誓『財務諸表論究――動的貸借対照表論の応用――（第2版）』中央経済社，平成11年。
新田忠誓「分かりやすい勘定科目の必要性――日本簿記学会・簿記教育研究部

会「勘定科目に関する研究」での議論を下に」『企業会計』第56巻第6号（2004年6月）。
野口晃弘「会社計算規則における利益の資本組入禁止規定の検討」『産業經理』第67巻第3号（2007年10月）。
長谷川安兵衛「拂込未濟株金の性質を論ず」『會計』第35巻第3号（昭和9年9月）。
浜田道代「会社立法の歴史的変遷」中央経済社編『企業会計特別保存版　新「会社法」詳解』，平成17年。
原田晃治＝泰田啓太＝郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔中〕〔下〕」『商事法務』第1608号・第1609号（2001年10月15日・2001年10月25日）。
原田晃治＝江原健志＝太田　洋＝濱　克彦＝郡谷大輔「改正商法の解説」『JICPAジャーナル』第561号（2002年4月）。
藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会，1997年。
古市峰子「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」『金融研究』第25巻第2号（2006年8月）。
法典質疑会『商法修正案参考書』，明治31年。
法典調査會『商法委員會議事要録（第貳巻）』日本学術振興会，昭和14年。
法典調査會『商法委員會議事要録（第參巻）』日本学術振興会，昭和14年。
前田　庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説〔上〕」『商事法務』第1606号（2001年9月25日）。
前田　庸『会社法入門〔第8版〕』有斐閣，2002年。
増地庸治郎「未拂込株金について」『會計』第35巻第4号（昭和9年10月）。
松田二郎『株式会社の基礎理論』岩波書店，昭和17年。
松宮　茂「株式募集の際に於けるプレミアムに就て」神戸會計學會編纂『會計學論叢第一集』寶文館，大正4年。
松本烝治「商法改正要綱解説（三）（四）」『法學協會雑誌』第49巻第11号・同第12号（昭和6年11月・同12月）。
森田哲彌「財産法の損益計算方式」『ビジネス・レビュー』第9巻第2号（昭和36年10月）。
森本　滋「わが国会社法の資本制度関連改正の動向」『商事法務』第1601号（2001年7月25日）。
弥永真生『「資本」の会計』中央経済社，平成15年。
弥永真生「会社法と資本制度」『商事法務』第1775号（2006年8月25日）。

吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（1・2・3完）」『法学協会雑誌』第102巻第3号・同第5号・同第8号（1985年3月・同5月・同8月）。
我妻　栄編集代表『旧法令集』有斐閣，昭和43年。
渡部義雄「未拂込株金に就て」神戸會計學會編纂『會計學論叢第四集』寶文館，大正9年。

欧文文献

Cook, W. W., The Principles of Corporation Law, Michigan, 1925年。
Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Begründung und Anlagen, Berlin, 1883年。
Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Motiven und Anlagen, Reichstag 5. Legislatur-Periode IV. Session, 1884年。
Roesler, H., Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan mit Commentar, Tokio（司法省訳『ロエスレル氏起稿商法草案』明治17年）.

拙　稿（公表論文のみ。学位申請論文は，一橋大学附属図書館所蔵）

「株式会社会計における2つの資本概念 —— 資本金概念と払込資本概念 ——」『産業經理』第62巻第2号（2002年7月）。
「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」『一橋論叢』第131巻第5号（2004年5月）。
「資本金及び資本準備金の捉え方と現物出資に係る会計処理」『産業經理』第64巻第3号（2004年10月）。
「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文集刊行委員会編『会計学論考 —— 歴史と最近の動向』，2007年，第10章。

＊本稿は，一橋大学大学院商学研究科に提出した博士学位申請論文のうち，主に未公表であった部分に修正・加筆を加えたものです。執筆中も何度となく自分の至らなさを痛感して，この段階での公表に気後れもございましたが，次の一歩を踏み出すためと考えて，思い切って公表することにしました。まずは，指導教官を引き受けてくださった安藤英義先生，そして，論文審査をご担当くださった，主査の万代勝信先生をはじめ，新田忠誓先生，佐々木隆志先生からいただきましたご指導は，忘れることができません。本稿にとどまらない研究全般にわたるむずかしさも，またそれを克服しようとする意識も，先生方のご指導から与えられました。深く深く，感謝を申し上げます。